

Landscape Plan Of KUDAMATSU City

下松市景観計画



「街と里」

地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり



はじめに



平成17年に我が国ではじめて景観に関する総合的な法律である「景観法」が全面施行され、下松市は、平成20年10月1日から地域における景観行政を担う主体である「景観行政団体」となり、このたび、良好な景観まちづくりの指針となる「下松市景観計画」を策定いたしました。

下松市は、豊かな自然環境等、古くから地域が持ち得てきた景観資源を基礎に、近年急速に発展した市街地の景観が両立した、多様性を持つ「ふるさと下松の景観」を有しています。こうした景観を「下松市固有の財産」として、次世代に受け継ぐため、市民・事業者・行政の協働により、守り・育て・創造していく必要があります。

上位計画である「下松市総合計画」、「下松市都市計画マスタープラン」とともに、景観面からのまちづくりの一翼を担う「下松市景観計画」に基づいて、市民の皆様との協働をさらに深め、心豊かな人情あふれる「住みよさ日本一の星ふるまち」の実現に努めてまいります。

平成24年10月

下松市長 井川 成正

目次

序章	下松市景観計画とは	
1	下松市における景観の捉え方	1
2	下松市景観計画とは	2
3	上位・関連計画における景観計画の位置づけ	4
4	計画期間と見直し	4
5	下松市景観計画の構成	5
第1章	下松市の景観特性と課題	
1	下松市の特徴	6
2	下松市の景観特性と課題	7
2-1	自然の景観	7
2-2	歴史文化の景観	8
2-3	生活の景観（街と里）	9
第2章	景観計画の区域と方針	
1	景観計画区域の設定	11
2	良好な景観形成に関する方針	13
第3章	地域別の景観まちづくりの基本方針	
1	下松地域の景観まちづくりの基本方針	17
2	末武地域の景観まちづくりの基本方針	22
3	花岡地域の景観まちづくりの基本方針	27
4	久保地域の景観まちづくりの基本方針	32
5	笠戸島地域の景観まちづくりの基本方針	37
6	米川地域の景観まちづくりの基本方針	42
第4章	良好な景観形成に向けた取り組み	
1	良好な景観形成のための行為の制限	47
2	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	50
3	屋外広告物の景観形成に関する方針	53
4	景観重要公共施設の整備に関する事項	53
5	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	55
第5章	景観まちづくりの推進	
1	景観まちづくりの主体と役割	57
2	良好な景観の保全・創造	58
3	景観まちづくりの推進体制の構築	60
4	景観まちづくりに関する意識向上	60
5	景観計画の推進スケジュール	61
6	市民による景観まちづくりに向けて	62

序章 下松市景観計画とは



1. 下松市における景観の捉え方

景観とは、地域の歴史や文化を含め、五感を通して感じることができる全てを指します。

桜を見ながら歩く切戸川の並木道、ドライブの途中に眺める笠戸島の海岸線、旧山陽道を練り歩く「きつねの嫁入り行列」の賑わいなど、私たちの心にいつまでも残る美しい「景観」が、市内の様々な所にあります。

こうした「景観」は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができる全てを指します。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しい景観は、地域のかげがえのない財産となっています。

本計画では下松市の景観を、地域の風土の基盤をなす「自然の景観」、風土に対応して築かれてきた「歴史文化の景観」、人々の暮らしとともに育まれてきた「生活の景観（街と里）」の3つの観点から捉え、五感を通して感じられる「ふるさと下松の景観」の全体像を把握します。



下松市の景観を捉える3つの観点

2. 下松市景観計画とは

[景観計画策定の背景と目的]

近年の美しいまちなみなどの個性的な景観に対する国民の関心の高まりに伴い、平成 17 年に我が国ではじめて景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されました。

この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、地域の特性に応じた「景観計画」や「景観条例」を定めることで、歴史的な景観の保全や、建築物・屋外広告物の規制など、きめ細やかな施策への取り組みが可能となりました。

景観法の5つの理念（要約）

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産として、整備保全を図る。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもので、適正な制限のもとに整備保全を図る。
- 景観形成は、画一的な整備を行うものではなく、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図る。
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要で、住民、事業者、行政が一体的に取り組む。
- 景観形成は、保全のみならず、新たな創出を含む。

下松市は、北部の中国山地から連なる山々と末武川流域の中山間地域、温見ダム、末武川ダム（米泉湖）の自然景観、花岡八幡宮や旧山陽道沿いのまちなみ、切山歌舞伎などの歴史・文化的景観、市街地の賑わいの景観、商業施設や住宅団地、工業団地の新しい景観、笠戸島等瀬戸内海の自然景観など、下松市固有の「ふるさと下松の景観」を有しています。

こうした景観を、景観法による制度を有効に活用しつつ、市民・事業者・行政の協働により、守り・育て・創造していくことを目的に、平成 20 年 10 月に景観法に定める「景観行政団体」となり、そして、平成 24 年 10 月に「景観計画」を策定しました。

■景観計画策定の目的

ふるさと下松の景観まちづくりを推進していくための指針を定めるものです。

■景観条例制定の目的

ふるさと下松の景観まちづくりを推進していくための最低限のルールを定めるものです。

【下松市景観計画の役割】

本計画は、ふるさと下松の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、市民・事業者・行政の協働により、下松市固有の景観を守り・育て・創造していくために、次の3つの役割を担います。

そして、市民みんなで取り組む景観まちづくりを通じて、活力に満ちたまちづくりの展開へ繋げていくことを目標とします。

【下松市景観計画が担う3つの役割】

■下松市が有する景観特性の明確化

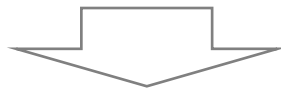
美しい景観を守り・育て・創造していくためには、まず、下松市が有する様々な景観を把握・共有することが重要です。市域全体や地域別の視点、また、市民が親しみ大切に感じている視点から、下松市の景観特性を明確に示すことで、未来へ繋ぐべき景観に対する市民共通の認識を深めるための役割を果たします。

■景観まちづくりの推進

本計画は、これまでの下松市における景観に関する取り組みを充実・強化するとともに、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」などに示されている将来像の実現に向け、景観の視点からの取り組みを示すものです。これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、総合的な景観まちづくりを推進する役割を果たします。

■市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

総合的な景観まちづくりの推進のためには、市民・事業者・行政が目標を共有化し、また、景観法の制度を積極的に活用しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。このため、本計画は市民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たします。



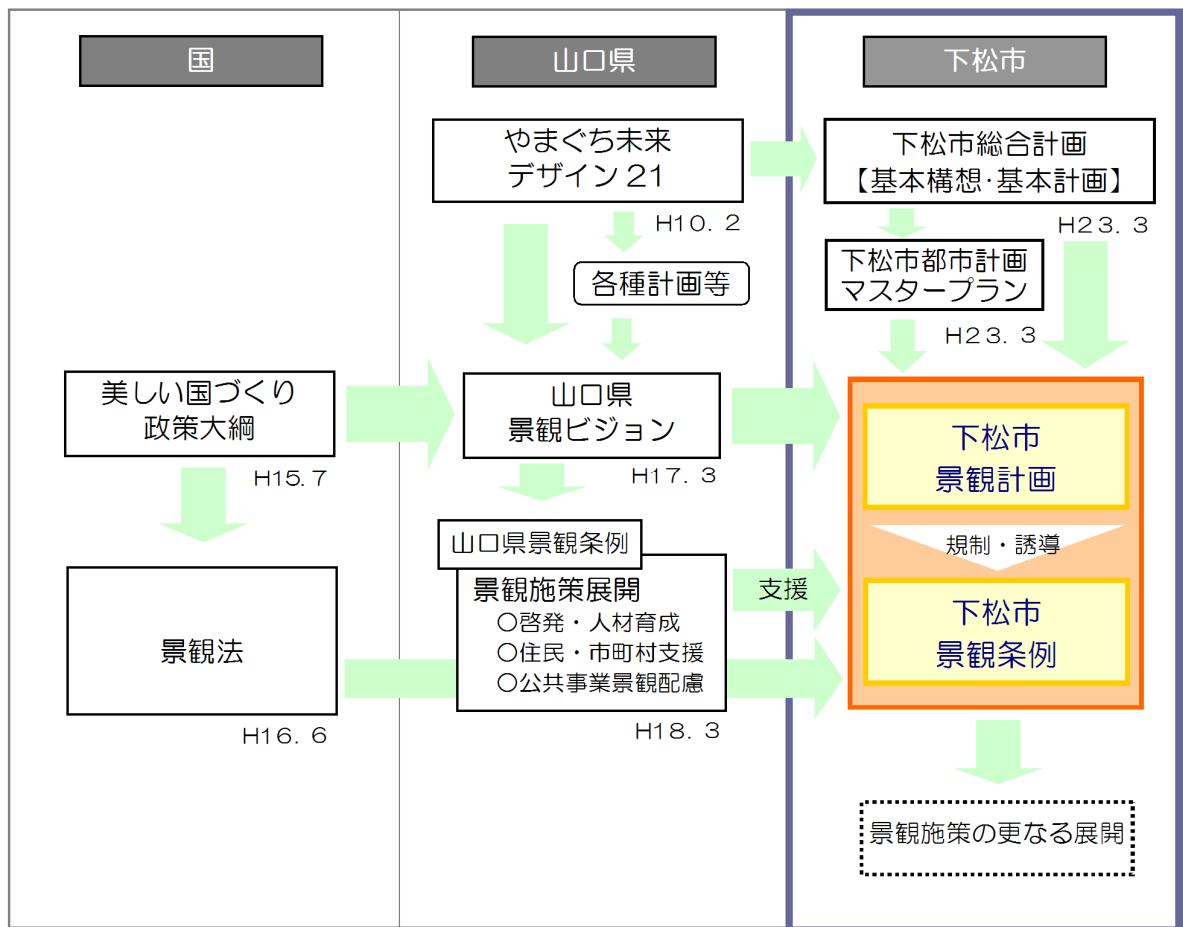
■景観まちづくりの将来像

市民みんなが、日常の風景の価値に気づき、誇りに感じることで、景観を通じたまちづくりへの参加意識を高めるとともに、地域に対する愛着と誇りを醸成し、活力に満ちたまちづくりの展開に繋がっていきます。

3. 上位・関連計画における景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第 8 条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもので、景観形成の基本的な指針となるものです。

また、計画策定にあたっては、市の政策を展望しつつ、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と調整を図っています。以下に、上位・関連計画を含めた計画体系における位置づけを示します。



下松市景観計画の位置づけ（上位・関連計画を含めた計画体系）

4. 計画期間と見直し

本計画の計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度までの概ね 10 年間とします。

なお、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画の見直しなどに応じて、実情に即した計画内容の見直しを行うものとします。

5. 下松市景観計画の構成

本計画は、以下の構成としてとりまとめています。

序章 下松市景観計画とは

景観の捉え方、景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第1章 下松市の景観特性と課題

1. 下松市の特徴を示しています。
2. 下松市全域における景観特性と課題を示しています。

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の対象とする区域を示しています。
2. 景観まちづくりの基本目標、基本方針を示しています。

第3章 地域別の景観まちづくりの基本方針

6つの地域別に景観特性と景観まちづくりの課題、景観まちづくりの目標と基本方針を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた取り組み

1. 届出対象行為と景観形成基準を示しています。
2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示しています。
3. 屋外広告物の景観形成の方針を示しています。
4. 景観重要公共施設の整備に関する事項を示しています。
5. 農地の景観形成に向けた景観農業振興地域整備計画の方針を示しています。

第5章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりに向けた市民・事業者・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進方策を示しています。

第1章 下松市の景観特性と課題



1. 下松市の特徴

下松市は、穏やかな瀬戸内海に面し、温暖な気候と中国山地から連なる山々、そこから流れ出る切戸川、末武川は里山をめぐって流域の棚田や水田を潤し、瀬戸内海に流れています。瀬戸内海は国立公園に指定され、笠戸大橋で結ばれた笠戸島は瀬戸内海の多島美景観をなし、景勝地として多くの市民に親しまれています。

下松市は、古くから人々の営みがあり、縄文・弥生時代の遺跡、宮原古墳などの史跡が残されています。また、関西と九州を結ぶ交通の要所であったことから、古代、中世、近世にかけて旧山陽道がはしり、花岡、久保には宿場町の面影を残す歴史的な景観があります。

臨海部は火力発電所をはじめ、我が国の技術立国を支える大規模工場が工場群の景観を形成しています。JR山陽本線下松駅周辺では、下松市の玄関口として、駅前広場や市街地再開発事業、商店街の整備による新たな景観が形成され、一方、中央線や末武大通線では賑わいのある沿道型商業地の景観が形成されています。

このように豊かな自然環境等、古くから地域が持ち得てきた景観資源を基礎に、近年急速に発展した市街地の景観が両立した、多様性を持つ景観を下松市では見ることができます。

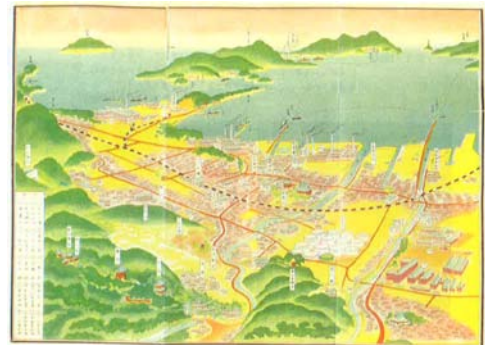
下松市民歌には、^{わしず}鷲頭山と穏やかな笠戸湾の夜明けの情景からはじまる人々の生活とまちの活気があふれる情景が歌われています。

「豊かな自然に囲まれた活気あふれるまちの姿」が、下松市の特徴です。

○下松市民歌

- ^{わしず}だけ
1 鷲頭嶽のかげ揺れて ほのぼの明ける笠戸湾
港の汽笛 汽車のベル ^よも^ひ昼も高く鳴りひびく
下松 下松 ^{てんけい}天恵の ^{さかえ}栄に^み充ちし わが郷土
- 2 協調 進取 人の和に 市政は常にゆるぎなく
産業栄え りょうらんと 文化の花は咲き薫る
下松 下松 共栄の ほこりに満ちしわが郷土
- 3 七つの星に語り継ぐ ^{かなわ}金輪の松のみどりこそ
平和の空へ 爽やかに 我らがかざす旗の色
下松 下松 躍進の 希望に満ちし わが郷土

昭和29年10月1日制定
高橋重見 作詩 坂口淳 補作
大村能章 作、編曲



昭和のはじめの下松のまち
(13訂版下松市小学校社会科副読本より引用)



鷲頭山 (鷲頭嶽)



笠戸湾



金輪公園の ^{かなえ}鼎の松

2. 下松市の景観特性と課題

下松市の景観を「自然の景観」、「歴史文化の景観」、「生活の景観（街と里）」から捉えます。

2-1. 自然の景観

●中国山地から連なる山々と溪流の景観

- ・中国山地から連なる山々は稜線をなし、市街地や笠戸島からも望むことができる緑のスクリーンとなっています。豊かな森林から流れ出る清水は溪流となって山々を削り、緑と水が織りなす美しい景観となっています。

●川とダム湖の景観

- ・中国山地から流れ出す溪流は、切戸川、末武川となって、上流から中流、下流、そして河口へと流れの速さや地形、土地利用の変化を川面に映す繋がりのある川の景観をなしています。
- ・温見^{ぬくみ}ダム、末武川ダム（米泉湖）は、山々の緑を湖面に映し、山地にありながら広がりのある景観をなしています。

●笠戸島とそれを取りまく海の自然豊かな景観

- ・笠戸島は入り江と岬が織りなす変化に富んだ海岸線がみられ、穏やかな瀬戸内海と笠戸島をはじめとする島々が瀬戸内海の多島美景観をなしています。



山々と溪流



霧の立つ温見ダムの湖面



瀬戸内海の多島美景観

【課題】

- 山の緑と溪流の景観を守ることが望まれます。
- 山や海の自然景観を楽しむ道路の眺望を確保するために除草など適切な管理が望まれます。
- アンケート調査では山や川、海のゴミが指摘されています。山や海の景観を阻害するゴミをなくす取り組みが望まれています。



道路からの眺望を確保するための適切な管理



景観を阻害するゴミ

2-2. 歴史文化の景観

●旧山陽道の歴史を感じさせる景観

- ・旧山陽道の宿場町であった花岡や久保には当時の面影を残す建造物が残されています。
- ・花岡には花岡八幡宮、あかいぼうとうぼ 関伽井坊塔婆「たほうとう 多宝塔」など歴史を物語る貴重な文化財が多く残され、歴史的な景観を形成しています。

●神社仏閣の景観

- ・わしず 鷲頭山にはくだまつ 降松神社の上宮、中宮があり、鷲頭山を眺望する麓には降松神社若宮があります。参道や社には古くから信仰の対象とされてきた歴史的景観が形成されています。
- ・地域で大切にされてきた寺院や神社、鎮守の森、道祖神など永い歴史を映し出す歴史文化の景観資源が随所にあります。

●まつりや伝統文化の景観

- ・切山では江戸時代から続く切山歌舞伎が传承されています。
- ・花岡の歴史的景観の中で行われる稲穂祭（きつねの嫁入り）では、きつねに扮した嫁入り行列が旧山陽道を練り歩きます。



旧山陽道に面した酒造所



切山歌舞伎



旧山陽道を練り歩く
きつねの嫁入り行列

【課題】

- 旧街道沿いの面影を守り、伝えていくことが望めます。
- 切山歌舞伎などの伝統芸能は途絶えてしまうことのないように、文化の传承のための後継者の育成を行う事が望めます。
- 地域に残された歴史的景観の価値を見直し、それらの保存と活用を考え未来に繋げていくことが望めます。



石畳の参道



灯明台

2-3. 生活の景観（街と里）

●緑豊かな里山景観

- ・末武川上流米川地域及び切戸川上流域は、中国山地の中にあつて棚田が点在し、緑豊かな里山景観を見せています。

●まちなみの景観

- ・シンボルラインを構成する末武大通線、中央線沿道は大規模店舗や商業施設の立地が進み、沿道型商業地の景観を形成しています。
- ・JR下松駅南側は再開発事業が進められ、元町商店街は都市計画道路の整備とともに、無電柱化や建物の共同建て替え等を行い新たな都市景観が形成されています。

●落ち着いた住宅地の景観

- ・区画整理された久保団地（東陽）などでは道路や公園が計画的に整備され、緑の多い落ち着いた住宅地の景観が形成されています。

●活力あふれる工場の景観

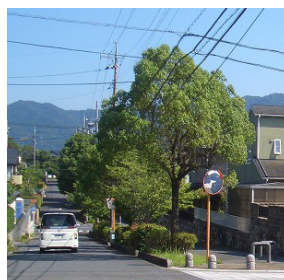
- ・臨海部は我が国有数の高い技術力を持つ大規模な工場が立地し、生産の場として活力あふれる工場地の景観を形成しています。



棚田の景観



元町商店街



落ち着いた住宅地の景観



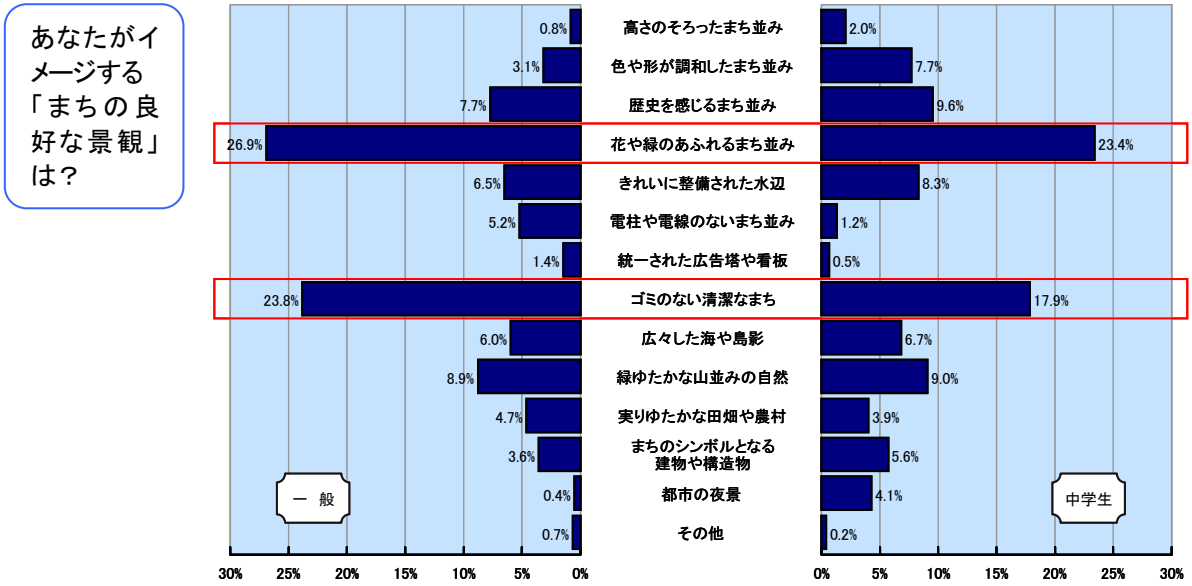
工場地の景観

【課題】

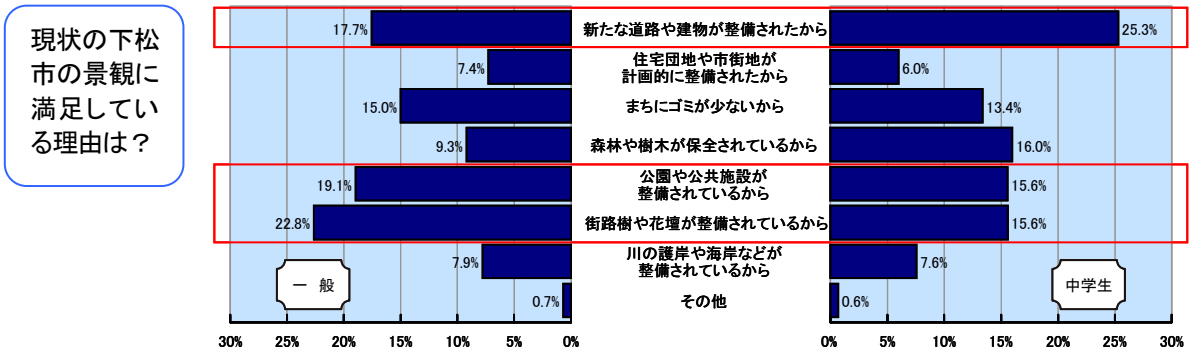
- 「下松市都市計画マスタープラン」や都市計画法等の各種法令に基づいた、計画的な土地利用の規制・誘導が望まれます。
- 緑豊かな里山景観は、過疎化と高齢化により耕作放棄地が増加し、里山景観の喪失が懸念されます。
- 良好な住宅地の景観を守るための住民によるルールづくり（緑化協定や地区計画）が望まれます。

【参考】下松市の景観まちづくりに関するアンケートから

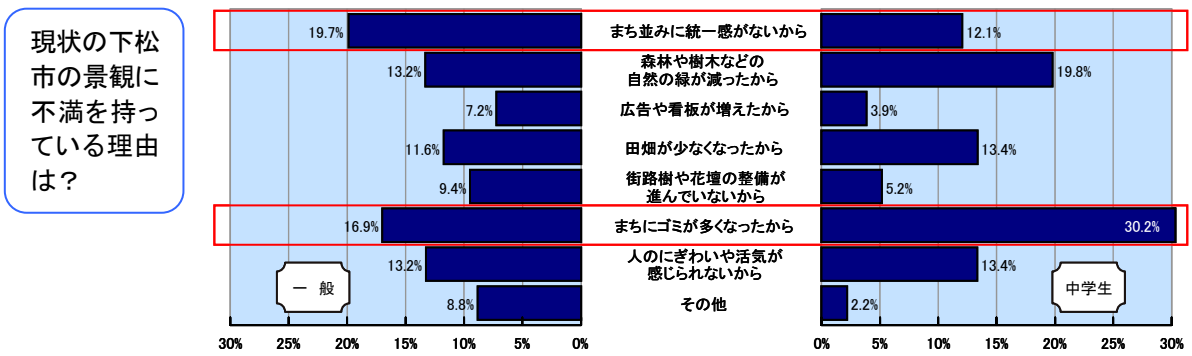
●良好な景観として、「ゴミのない清潔なまち」「花や緑のあふれるまち並み」が望まれています。



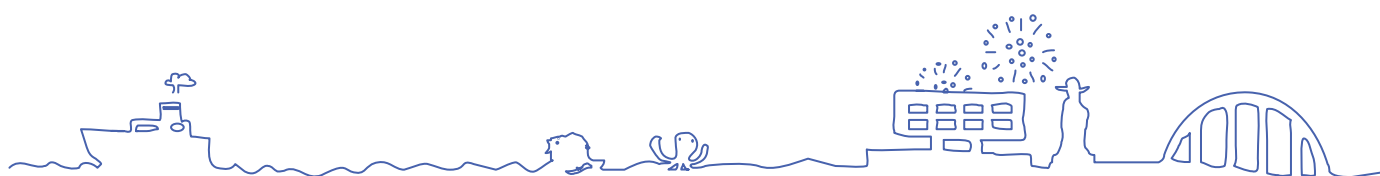
●市の景観に満足している理由として、「街路樹や花壇が整備されている」、「公園や公共施設が整備されている」、「新たな道路や建物が整備された」が挙げられています。



●市の景観に満足していない理由として、「まち並みに統一感がない」、「まちにゴミが多くなった」が挙げられています。



第2章 景観計画の区域と方針



1. 景観計画区域の設定

[景観計画区域]

市全域に個性ある景観資源が分布することから、市全域を景観計画区域とします。

(6つの地域：下松・末武・花岡・久保・笠戸島・米川)

景観計画の対象範囲となる景観計画区域は、都市計画区域に限らず、景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができます。

下松市には、人々の生活とともに育まれてきた「自然の景観」「歴史文化の景観」「生活の景観（街と里）」などの個性ある景観資源が市全域にわたって分布し、また、その保全・形成上の課題も市全域に及んでいます。

そのため、景観法の各種の制度を活用した景観まちづくりを、全市的に進めていくために、市全域を景観計画区域として定めます。

また、それぞれの地域での実情や特性に応じた景観形成を推進していくために、下松・末武・花岡・久保・笠戸島・米川の6つの地域別に景観まちづくりの基本方針を定めます。





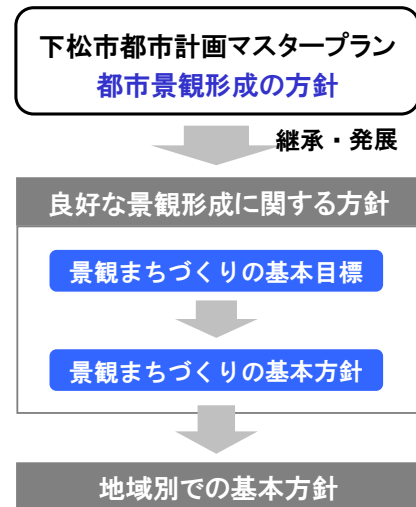
※地域区分は都市形成の歴史的経緯や地形等の自然条件等を考慮して定められた都市計画マスタープランにおける地域区分を基本とし、整合を図ったものです。

景観計画区域（市全域）

2. 良好な景観形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針の設定にあたっては、上位・関連計画となる「下松市都市計画マスタープラン」における都市景観形成の方針を継承・発展させ、下松市の良好な景観の形成に関する方針として、「景観まちづくりの基本目標」と「景観まちづくりの基本方針」を定めます。

さらに、「景観まちづくりの基本方針」を具体化するものとして、「地域別での基本方針」を定めます。



(1) 景観まちづくりの基本目標

「街と里」…地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

景観計画の基本目標は、「下松市都市計画マスタープラン」で示された景観形成の基本目標を継承します。この景観まちづくりの基本目標の下に、下松市の豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を保全するとともに、これらと調和した快適な生活環境の創出を図り、ふるさと下松の景観まちづくりを進めます。

また、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観まちづくりを進めるために、市民・事業者・行政が協働で下松市の美しい景観を未来に繋いでいく取り組みを展開します。

(2) 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本目標を踏まえ、景観まちづくりの基本方針を、以下のように定めま
す。

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

中国山地から連なる山々、そこから流れ出す切戸川や末武川、山々の緑を湖面に映す
温見^{ぬくみ}ダム、末武川ダム（米泉湖）、中山間地域に広がる穏やかな里山、瀬戸内海などの豊か
な自然環境は、それ自体が優れた自然景観として、市民や来訪者へ安らぎや潤いを与える
とともに、まちなみの背景として重要な役割を担っています。

これらの優れた自然景観に囲まれた「ふるさと下松の景観まちづくり」に向け、下松市
の景観や生活の基盤となっている自然景観の保全と再生を図り、調和のとれた穏やかな景
観まちづくりを進めます。

方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

旧山陽道の宿場町の面影を残すまちなみ、地域で大切にされてきた寺院や寺社、鎮守の
森、江戸時代から続く切山歌舞伎など伝統芸能や祭事は、下松市で育まれてきた歴史や文
化を伝える重要な資源です。

下松市が誇るこれらの歴史的資源を守り育むことは、「ふるさと下松の景観まちづくり」
に取り組むことであり、地域の歴史文化を未来へ繋いでいく景観まちづくりを進めます。

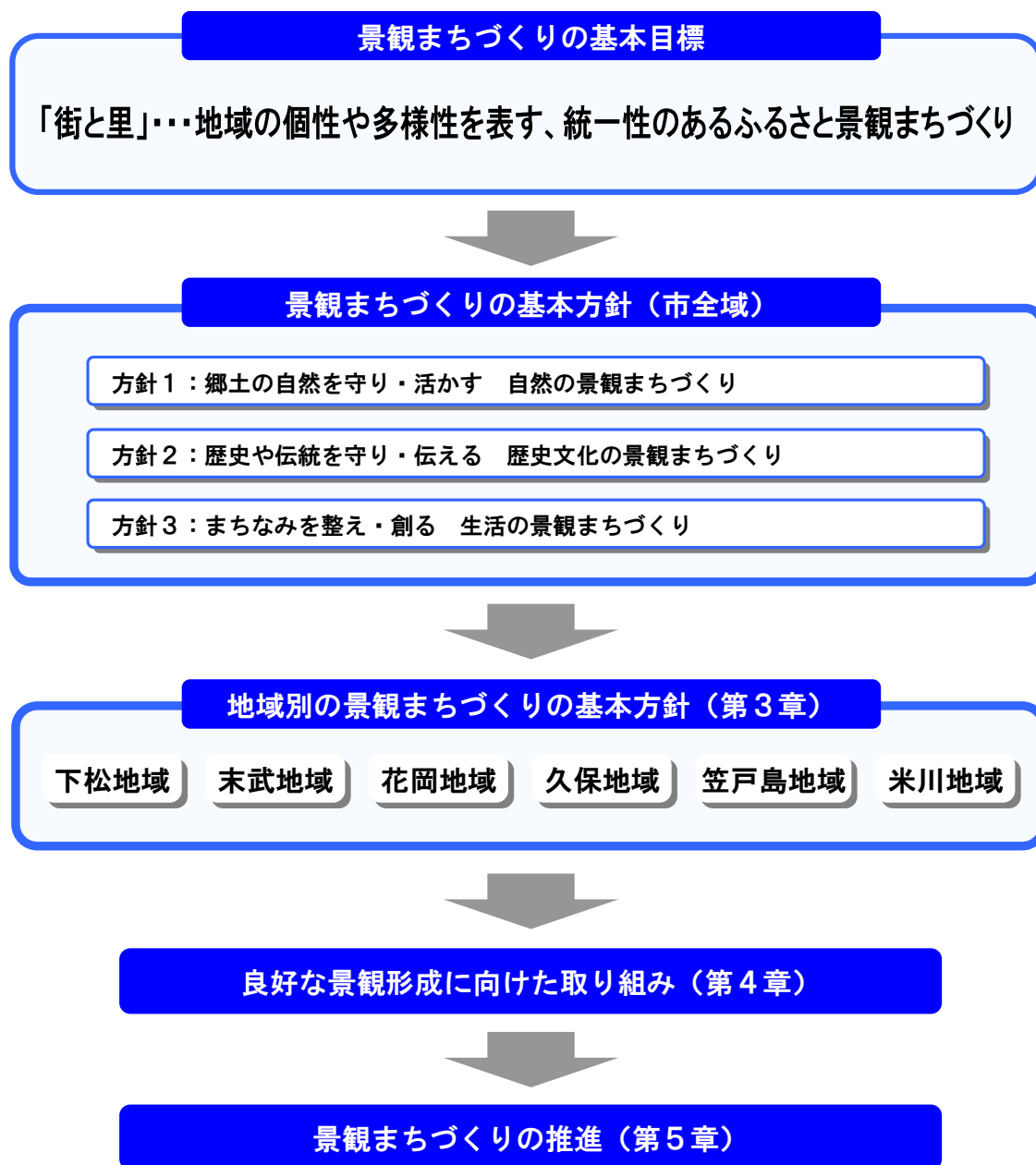
方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

下松駅周辺やシンボルラインでは、都市機能が集積した都市の景観を形成しています。
また、臨海部の産業景観を形成する工業地帯、中山間地域に点在する棚田景観など、市域
の各地で生活と生産が密着した“まち”の景観が広がっています。

こうした日常の生活空間において、市民一人ひとりが誇りを持てる「ふるさと下松の景観
まちづくり」に向け、暮らしの場や生業の場、さらには、交わりの場として、活力ある街と
安らぐ里の景観を整え、創っていく景観まちづくりを進めます。

(3) 景観まちづくりの基本目標、基本方針の体系

景観まちづくりの基本目標、基本方針を体系的にまとめると次のようになります。



第3章 地域別の景観まちづくり の基本方針



【6つの地域別の景観まちづくりの基本方針】

下松市全体の景観まちづくりの基本目標、基本方針を踏まえつつ、下松、末武、花岡、久保、笠戸島、米川の6つの地域における景観特性や地域性を活かした景観まちづくりを進めていきます。

各地域における景観特性と景観まちづくりの課題、景観まちづくりの目標と基本方針を次頁以降に示します。



切戸川の桜並木

下松地域の景観まちづくり

星降る伝説と切戸川の潤いが織り成す
臨海都市の景観まちづくり



久保市のホタルの乱舞

久保地域の景観まちづくり

新旧の生活のまちなみが調和しホタルが舞う
街と田園の景観まちづくり



大手線の街路景観

末武地域の景観まちづくり

末武平野に賑わいとゆとりが融合する
新市街地の景観まちづくり



夕日岬から見たはなぐり岩

笠戸島地域の景観まちづくり

島特有の風景を守りつつ観光振興に繋がる
笠戸島の景観まちづくり



稲穂祭(きつねの嫁入り)

花岡地域の景観まちづくり

宿場町の歴史文化の趣を感じる
花岡特有の景観まちづくり



末武川上流の溪谷

米川地域の景観まちづくり

棚田が広がる農村風景と
四季折々の自然を映し出す湖面を活かした
里山の景観まちづくり

1. 下松地域の景観まちづくりの基本方針



下松地域の景観まちづくり

星降る伝説と切戸川の潤いが織り成す 臨海都市の景観まちづくり

JR下松駅を中心に広がる市街地は、市役所や下松公園などの公共の景観、下松タウンセンターなどの商業施設の景観、臨海部の工場の景観など生活の景観にあふれています。また、「星が降った松」の伝説にまつわる降松神社、妙見宮くだまつ鷺頭寺じゅうとうじなどの歴史的な景観があります。

地域内小中学校の校歌には、「旗岡山の緑、豊井ヶ丘の朝霞、朝の潮風、切戸川の流れ、笠戸島と瀬戸の海の眺望、夕焼け」などが郷土の風景として歌われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 市街地の背景となる茶臼山から旗岡山に続く緑の稜線や、桜の名所として親しまれる切戸川は、市街地の緑の軸線となっています。これら市街地に潤いを与えている緑や河川空間の自然環境の保全が望まれます。
- 下松公園、笠戸島公園線からは笠戸湾の眺望景観を見ることができます。笠戸湾の眺望景観をより多くの人を楽しめるように、高台や道路からの眺望を確保することが望まれます。



【歴史文化の景観】

- 降松神社若宮や妙見宮^{じゆとうじ}鷲頭寺は地域の信仰の対象として時を経た歴史的な景観を形成しています。また、風鎮踊りや大黒市など歴史ある行事が市民の楽しみとなっています。
- 「星が降った松」の伝説にまつわる神社仏閣、「^{かなえ}鼎の松」など地域の歴史を伝える景観を守り、伝えていくことが望まれます。

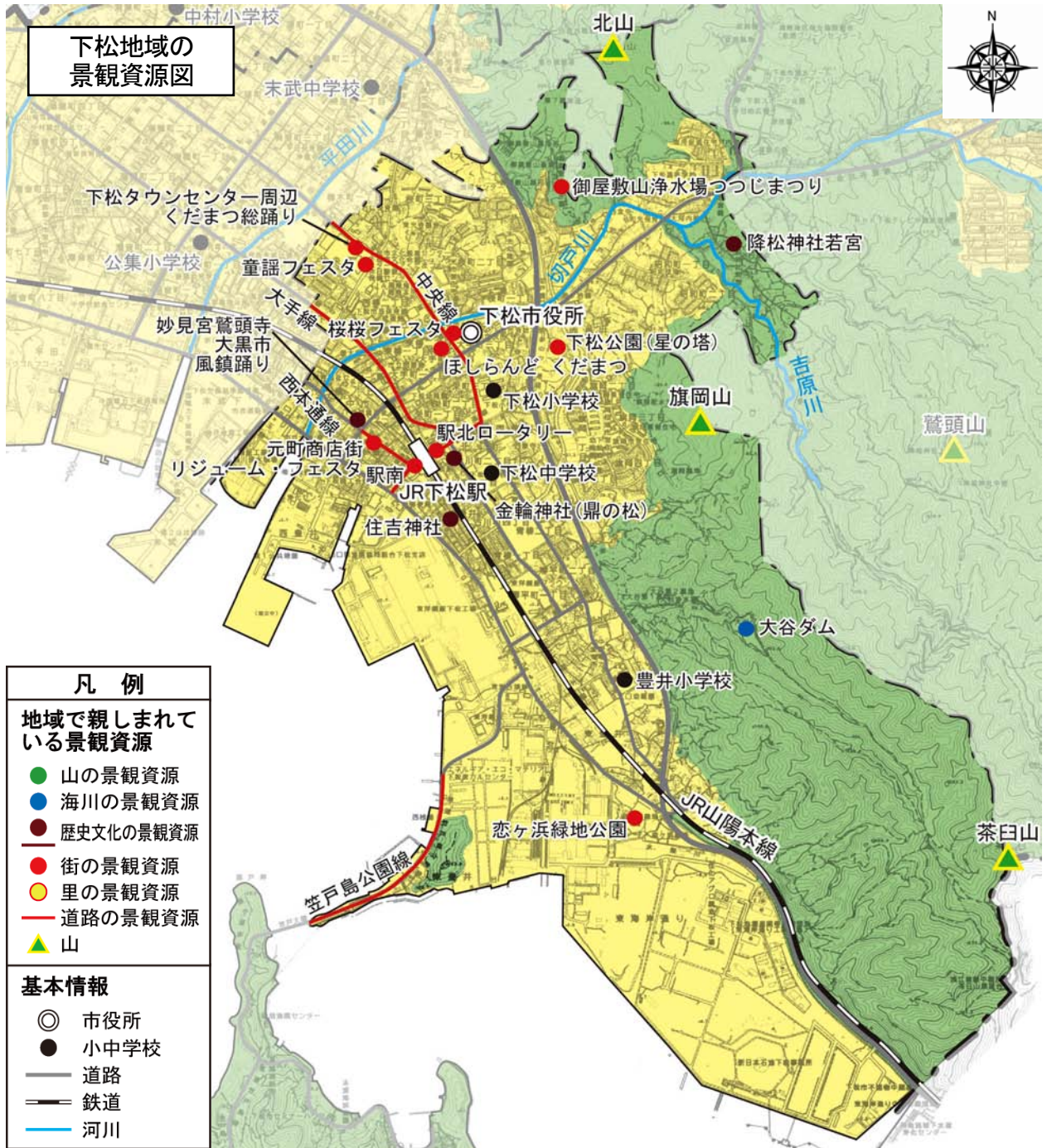


【生活の景観】

- JR下松駅南口は市街地の再開発や元町商店街における道路の整備にあわせた建て替え、リジューム・フェスタ等のイベントが行われるなど新しいまちづくりによる景観が形成されています。今後はさらに市の玄関口にふさわしい賑わいと機能性のある都市景観を形成することが望まれます。
- シンボルラインを形成する中央線沿道には、下松タウンセンターを中心とした沿道型商業施設や、新たな交流拠点となる、「ほしらんど くだまつ(市民交流拠点施設)」が立地し、賑わいあるまちなみ景観が形成されています。
- 臨海部には我が国を代表する大規模な工場群が工場の景観を形成しています。植栽を施すなど殺風景になりがちな工場の景観を和らげる工夫が望まれます。
- 祭りやイベント、音楽祭など市民が楽しむ場を継続するとともに、緑化活動を通じて花と緑に親しみ、身近な景観づくりへの感心を高めることが望まれます。



第3章 地域別の景観まちづくりの基本方針



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	旗岡山、切戸川、大谷ダム
歴史文化の景観		妙見宮 <small>じゆとうじ</small> 鷲頭寺、降松神社若宮、金輪神社（ <small>かなえ</small> 鼎の松）、住吉神社
	祭りの景観	大黒市、風鎮踊り
生活の景観	街の景観	JR下松駅、駅南、元町商店街、下松タウンセンター周辺、ほしらんど くだまつ（市民交流拠点施設）
	道路の景観	駅北ロータリー、中央線、大手線、西本通線等のシンボル道路、笠戸島公園線
	公園の景観	下松公園（星の塔）、恋ヶ浜緑地公園
	祭り・催しの景観	リジューム・フェスタ、 <small>おうおう</small> 桜桜フェスタ、くだまつ総踊り、童謡フェスタ、御屋敷山浄水場つつじまつり

注) 景観資源は、アンケート調査及び景観ワークショップの成果を基本に作成しています。

景観まちづくりの目標

星降る伝説と切戸川の潤いが織り成す 臨海都市の景観まちづくり

臨海部を中心とした産業の活力に満ちた市街地に、「星が降った松」の伝説にまつわる歴史文化と市街地に潤いをもたらす切戸川などが、地域固有の景観を織り成す臨海都市の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

■方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- 市街地の背景となる茶臼山から旗岡山に続く緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- 市街地を流れる切戸川は、適切な管理と併せて防災性や親水性の向上に努め、地域に安らぎと潤いをもたらす水と緑の景観軸の形成をめざします。また、桜の名所としての魅力を高め地域振興への活用を図ります。
- 笠戸湾や市街地を望む高台の公園や道路は、美しい眺望確保に配慮した適切な管理に努め、地域を代表する眺望拠点としての活用を図ります。



■方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- 妙見宮^{じゅとうじ}鷲頭寺や金輪神社などの神社仏閣は、周辺の緑と一体的な保全に努めるとともに、風鎮踊りや大黒市など神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- 金輪神社の「^{かなえ}鼎の松」や降松神社などは、地域の歴史を伝え発信する拠点としての活用を図ります。

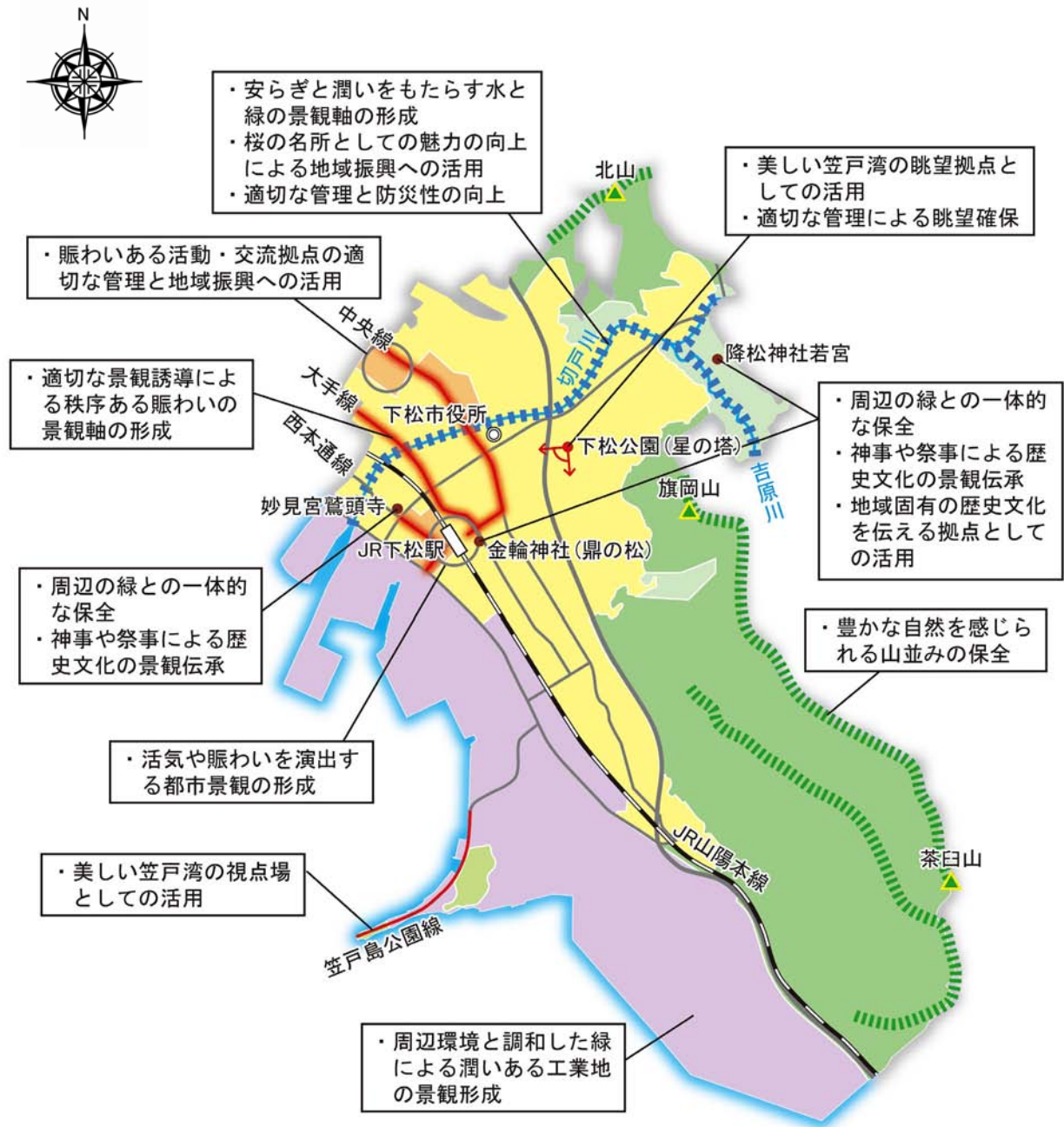


■方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- 新しいまちづくりが進むJR下松駅周辺は、積極的な景観誘導を図り、市の玄関口として、活気や賑わいを演出する都市景観の形成をめざします。
- 活力ある産業景観を形成する臨海部などの工場地周辺は、緑化の推進を図り、生活環境と調和した潤いある景観の形成をめざします。
- シンボルラインを形成する道路軸は、適切な景観誘導を図り、秩序ある賑わいの景観の形成をめざします。
- 祭りやイベント、音楽祭などの賑わいを生み出す場は、地域の活動拠点、交流拠点として適切な管理に努めるとともに、活動を通じて地域への誇りや愛着を高め、地域振興への活用を図ります。



下松地域 景観まちづくり基本方針図



景観の軸と点

自然の景観	稜線軸		面的な景観（土地利用）	自然の景観	森林の景観	
	主な山			湖面の景観		
	河川軸			生活の景観	農地の景観	
	主な景観資源			住宅地の景観		
歴史文化の景観	旧山陽道		公園・緑地の景観			
	主な景観資源		商業地の景観			
生活の景観	賑わいの軸		工業地の景観			
	主な景観資源					
	主な集落					
	道路の景観資源					
	主な眺望地点					

2. 末武地域の景観まちづくりの基本方針



末武地域の景観まちづくり

末武平野に賑わいとゆとりが融合する 新市街地の景観まちづくり

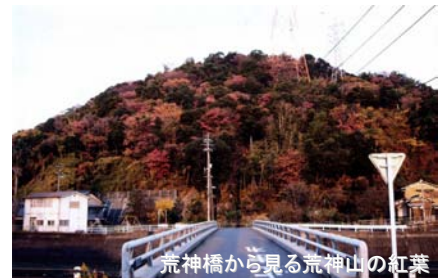
末武地域は、末武川下流の平野部に市街化が急速に進んでいる地域です。臨海工業地域の一
角を担う火力発電所と工場群、沿道型商業施設が集積するシンボルライン（末武大通線、中央
線）、市街地の貴重な水と緑の空間である末武川、平田川の流れが、地域景観の骨格をなして
います。

地域内小中学校の校歌には、「^{わしず}鷺頭山を眺め、城山の緑と末武川、平田川の流れ、笠戸湾の
眺め」が郷土の風景として歌われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 市街地からは、周南市との市境に位置する荒神山（岩熊山）、北東部の北山、鷺頭山などの山々を眺望することができ、市街地の緑の背景となっています。
- 市街地を緩やかに流れる末武川や平田川は、貴重な水と緑の空間を形成し、川岸の桜の風景や子どもたちが魚釣りを楽しむ風景などを見ることができます。これら市街地に潤いを与えている河川空間の自然環境の保全と親水性の向上が望まれます。



【歴史文化の景観】

- 後野社や祇園神社など地域内に点在する神社仏閣は、古くから地域の信仰の対象となり、地域固有の風土の形成に関わっています。
- 現在鶴ヶ浜にある灯明台は、かつて下松港入口だった海岸沿いの洲鼻で笠戸湾に出入りする船舶の安全を守っていたもので、笠戸湾の港の歴史を今に伝えています。
- 市街化の著しい当地域において、街中に埋もれつつある地域の歴史文化資源や情緒ある風景を、大切に守っていくとともに、次世代に伝えていくことが望まれます。

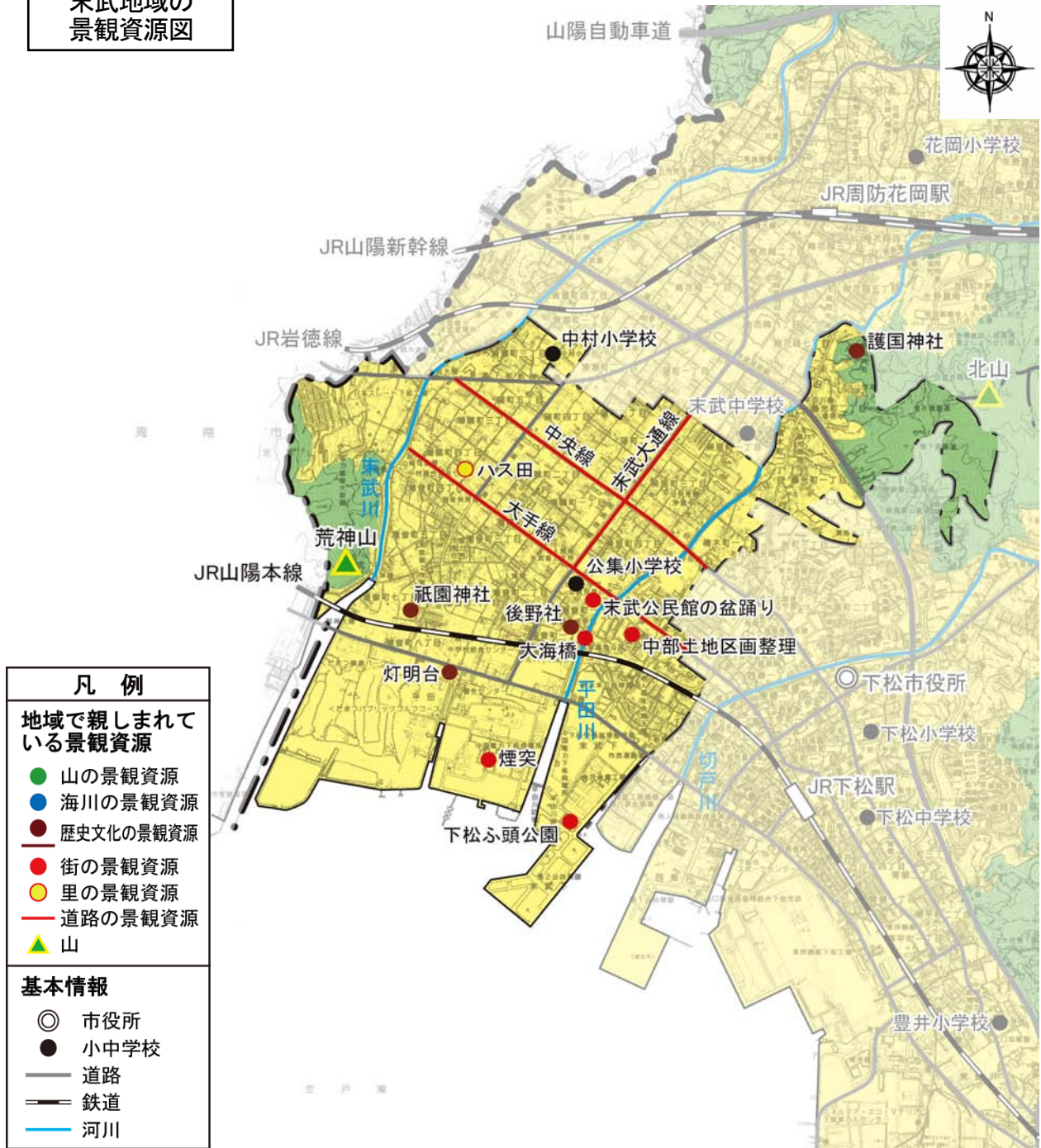


【生活の景観】

- 下松市のシンボルラインに位置づけられる末武大通線や中央線沿いには、大規模店舗や商業施設が立ち並び、賑わいのある都市景観が形成されています。
- 中部土地区画整理事業による市街地整備が進められており、下松市の新たな顔となるまちなみの形成とともに、花と緑の景観づくりや清掃活動など、地域協働の景観まちづくりが望まれます。
- 発展する市街地の中に、昔ながらの商店や白壁の蔵などの他、住宅地の間に残る水田やハス田、地域の祭りなど、昔ながらの情緒ある風景があります。
- 道路沿いの街路樹や手入れされた花壇、住宅地のガーデニングや事業所外周の緑化などが街に明るさを与えています。
- 下松ふ頭公園などの公共空間については、地域協働による管理と魅力づくりを含めた景観まちづくりが望まれます。



末武地域の
景観資源図



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	荒神山、末武川、平田川
歴史文化の景観		うしろのしゃ 後野社、祇園神社、灯明台、護国神社
生活の景観	街の景観	末武大通線沿道の商業施設、中部土地区画整理、大海橋、煙突
	道路の景観	中央線、大手線、末武大通線等のシンボル道路
	公園の景観	下松ふ頭公園
	祭り・催しの景観	末武公民館の盆踊り
	里の景観	ハス田

注) 景観資源は、アンケート調査及び景観ワークショップの成果を基本に作成しています。

景観まちづくりの目標

末武平野に賑わいとゆとりが融合する 新市街地の景観まちづくり

末武平野一帯に急速な市街化が進む中、地域の骨格を形成する「道路」「河川」「海岸線」の都市軸を活かしながら、産業の賑わいとゆとりある住環境が融合する新市街地の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

■方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・市街地の背景となる荒神山（岩熊山）や北山などの緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・市街地を流れる末武川や平田川は、適切な管理や親水性の向上に努め、地域に安らぎと潤いをもたらす水と緑の景観軸の形成をめざします。



■方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・後野社^{うしろのしゃ}や祇園神社などの神社仏閣は、周辺の緑と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・灯明台など街中に埋もれつつある歴史文化資源は、地域の歴史を伝える資源として再認識し、地域への誇りや愛着を高めつつ保全に努めます。



■方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・シンボルラインを形成する末武大通線や中央線などの道路軸は、適切な景観誘導を図り、新たな顔となる都市軸として、風格ある景観の形成をめざします。
- ・新しいまちづくりが進む中部土地区画整理周辺は、積極的な景観誘導を図り、賑わいとゆとりが感じられる市街地景観の形成をめざします。
- ・道路沿いの花壇を活用した花いっぱい運動などの既存活動を推進しつつ、市民協働の景観まちづくりの展開をめざします。
- ・発展する市街地の中、今も残る昔ながらの情緒ある風景は、地域風土を学び伝える資源として保全に努めます。
- ・工業地の貴重な緑の拠点となる下松ふ頭公園は、適切な管理と魅力の向上に努め、臨海部における交流拠点として活用を図ります。



末武地域 景観まちづくり基本方針図



景観の軸と点

自然の景観	稜線軸	
	主な山	▲
	河川軸	
	主な景観資源	●
歴史文化の景観	旧山陽道	—
	主な景観資源	●
生活の景観	賑わいの軸	—
	主な景観資源	●
	主な集落	●
	道路の景観資源	—
	主な眺望地点	👤

面的な景観（土地利用）

自然の景観	森林の景観	■
	湖面の景観	■
生活の景観	農地の景観	■
	住宅地の景観	■
	公園・緑地の景観	■
	商業地の景観	■
	工業地の景観	■

3. 花岡地域の景観まちづくりの基本方針



花岡地域の景観まちづくり

宿場町の歴史文化の趣を感じる 花岡特有の景観まちづくり

花岡地区は地形的に、中国山地と平野部との東西方向の境界付近にあり、古くから山陽道がはしる交通の要衝でした。旧山陽道の宿場町として栄えた花岡には今も宿場町の面影が残り、花岡八幡宮の石段と社殿、多宝塔などが歴史を感じさせます。

また、国道2号、末武大通線などの幹線道路が整備され、沿道型商業施設ができ、新しいまちなみが形成されています。

花岡小学校の校歌には、「花岡山と末武川、南に開ける広野と北の中国山地の山並み、緑の樹木」が郷土の風景として歌われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- ・花岡北部の山々は、市街地の景観を和らげる緑の背景となるとともに、湧水を利用した酒づくりが行われています。これら豊かな山々の緑を保全することが望まれます。
- ・米川から流れる末武川は花岡で平野部に出て、ゆったりと蛇行して流れ、田畑を潤しています。一方、地域の身近な水辺空間でもあることから、親水性のある市民に親しまれる景観づくりを進めることが望まれます。



【歴史文化の景観】

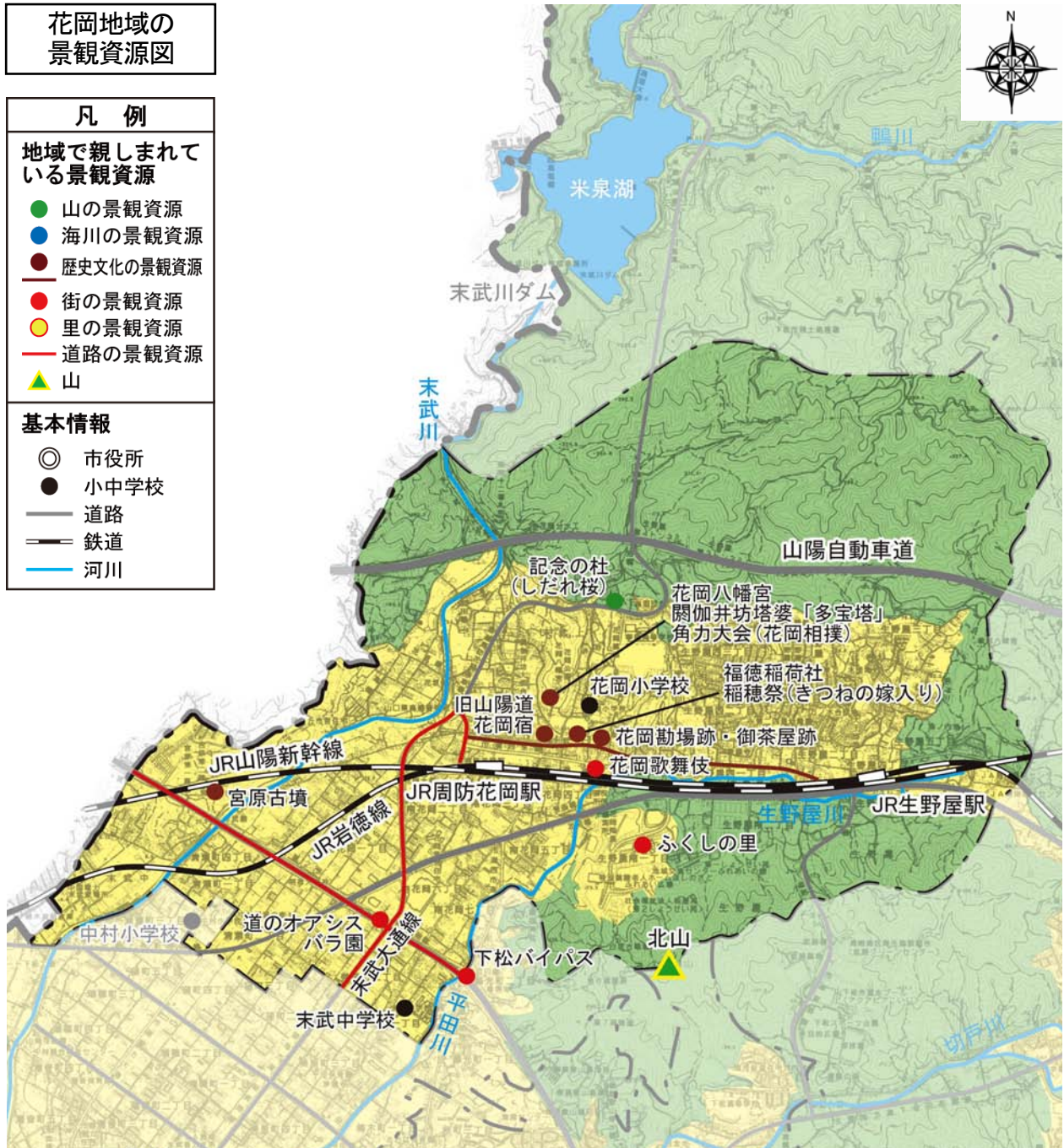
- ・花岡八幡宮は石畳の長い参道と石段、灯籠が置かれ、社殿と国指定重要文化財に指定されている関伽井坊塔婆「多宝塔」など歴史文化の景観を形成しています。これら地域の歴史文化の景観を残す道筋は保全していくことが望まれます。
- ・旧山陽道の宿場町であった花岡には、花岡八幡宮、福德稲荷社、花岡勘場跡（萩藩代官所）等があり、歴史文化の景観を形成しています。宿場町の面影を伝える建造物を保全活用し、歴史文化景観を後世に伝えることが望まれます。
- ・毎年11月3日に開催される稲穂祭（きつねの嫁入り）では、きつねに扮した嫁入り行列が旧山陽道を練り歩き、歴史文化の趣が漂う祭りとなっています。



【生活の景観】

- ・国道2号、末武大通線等の幹線道路は、沿道型商業施設が立地し、新しい商業地の景観が形成されています。ただし、沿道は屋外広告物が氾濫する可能性があり、適切なルールづくりが望まれます。
- ・ふくしの里は、病院をはじめ地域交流センターやふれあい広場、親水公園が複合した地区で、花岡北部の山々や北山の山稜を眺めることができ市民に親しまれています。
- ・宿場町としての面影が失われつつある中、古いまちなみや民話・伝説を知り、伝えていくことが望まれます。





景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	北部の山々、北山、末武川、記念の杜（しだれ桜）
歴史文化の景観		宮原古墳、旧山陽道花岡宿（花岡八幡宮周辺）、花岡八幡宮、関伽井坊塔婆「多宝塔」、福德稻荷社、花岡勘場跡・御茶屋跡
	祭りの景観	稲穂祭（きつねの嫁入り）、花岡八幡宮奉納角力大会（花岡相撲）
生活の景観	街の景観	JR周防花岡駅、沿道型商業施設
	道路の景観	下松バイパス、道のオアシス バラ園、末武大通線等のシンボル道路
	公共施設の景観	ふくしの里
	祭り・催しの景観	花岡歌舞伎

注) 景観資源は、アンケート調査及び景観ワークショップの成果を基本に作成しています。

景観まちづくりの目標

宿場町の歴史文化の趣を感じる 花岡特有の景観まちづくり

商業施設の集積などにより時代とともに変わりゆく市街地に、旧山陽道を軸として宿場町の歴史文化の趣を感じることができる花岡特有の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

■方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・市街地を取り囲む北部の山々と南部の北山の緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・市街地に潤いを与えている末武川や平田川は、適切な管理や親水性の向上に努め、地域に安らぎと潤いをもたらす水と緑の景観軸の形成をめざします。
- ・記念の杜は、適切な管理と魅力の向上に努め、地域を代表する桜巡りの拠点としての活用を図ります。



■方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・花岡八幡宮や福德稲荷社などの神社仏閣は、周辺の緑と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・歴史的な資源が集積する旧山陽道の宿場町であった花岡は、かつての面影を残す建造物などの適切な保全と誘導に努め、地域を代表する歴史的なまちなみ景観軸として地域振興への活用を図ります。
- ・宿場町の歴史を活かした稲穂祭(きつねの嫁入り)は、地域の歴史を伝え発信する伝統行事として保全に努め、地域振興への活用を図ります。



■方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・国道2号や末武大通線などの道路軸は、適切な景観誘導を図り、秩序ある賑わいの景観の形成をめざします。
- ・病院や地域交流センターなどが複合した「ふくしの里」は、適切な管理に努めつつ、地域の活動交流拠点として、また、市街地や北部の山々を望む眺望拠点としての活用を図ります。
- ・花岡歌舞伎などは、地域風土を学び伝える資源として地域振興への活用を図ります。



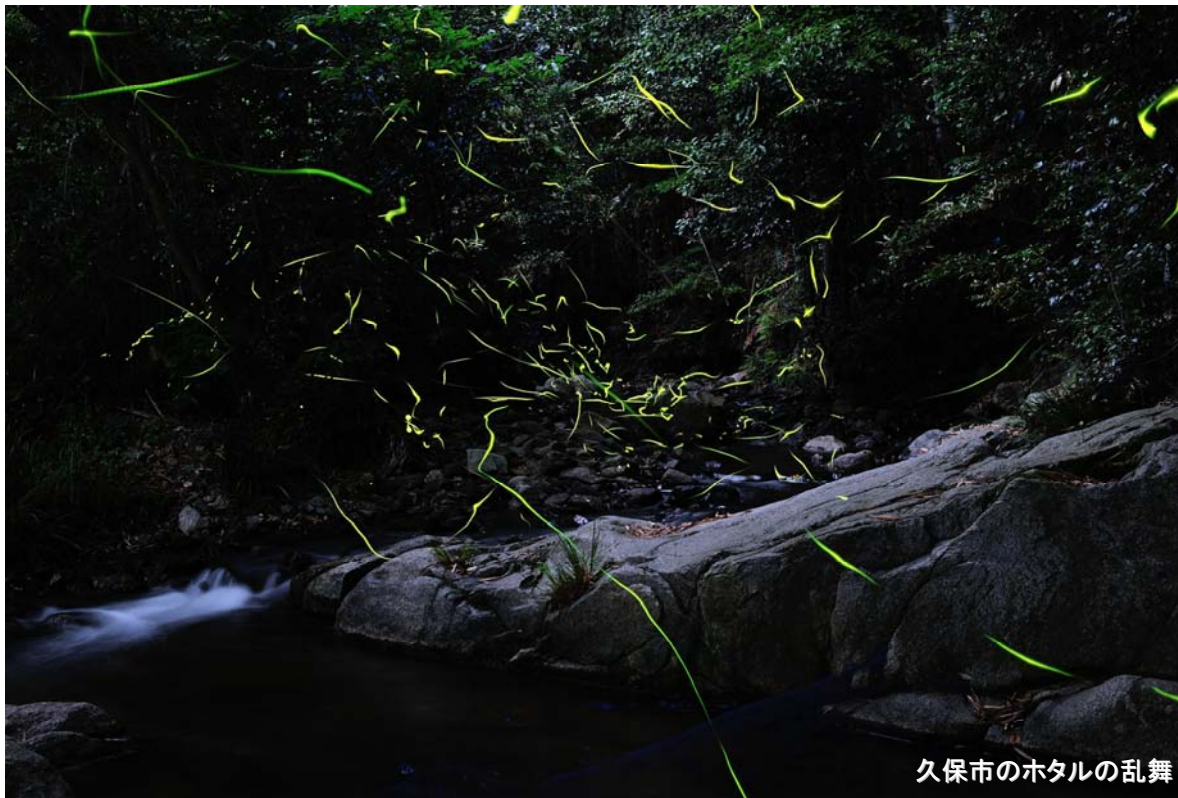
花岡地域 景観まちづくり基本方針図



景観の軸と点

自然の景観	稜線軸		面的な景観（土地利用）	自然の景観	森林の景観	
	主な山			湖面の景観		
	河川軸			生活の景観	農地の景観	
	主な景観資源			住宅地の景観		
歴史文化の景観	旧山陽道		公園・緑地の景観			
	主な景観資源		商業地の景観			
生活の景観	賑わいの軸		工業地の景観			
	主な景観資源					
	主な集落					
	道路の景観資源					
	主な眺望地点					

4. 久保地域の景観まちづくりの基本方針



久保地域の景観まちづくり

新旧の生活のまちなみが調和しホタルが舞う 街と田園の景観まちづくり

切戸川の上・中流域となる久保地域は中央を切戸川が流れ、北と南に山が連なる地形をなしています。東西方向に旧山陽道がはしり、現在も国道2号、山陽自動車道、J R山陽新幹線がはしる交通の要衝です。

国道2号を中心に、交通の利便性の良さから久保団地（東陽）、周南工流シティー、下松スポーツ公園など計画的につくられた住宅地や工場、公園が緑の中に点在しています。

地域内小中学校の校歌には、「烏帽子山の眺望と切戸川の流れ、古い社、さやかな里、稲穂の黄金波、山陽道の旧き道」が郷土の風景として歌われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- ・^{わしず}鷲頭山、烏帽子岳、茶臼山等の山々から吉原川、^{この}小野川が流れ、豊かな自然の景観をなしています。
- ・小川にはホタルが生息し、初夏にはホタルの乱舞を見ることができます。
- ・美しい山や川の自然景観を守るとともにホタルなどの生物を大切にしていくことが望まれます。



【歴史文化の景観】

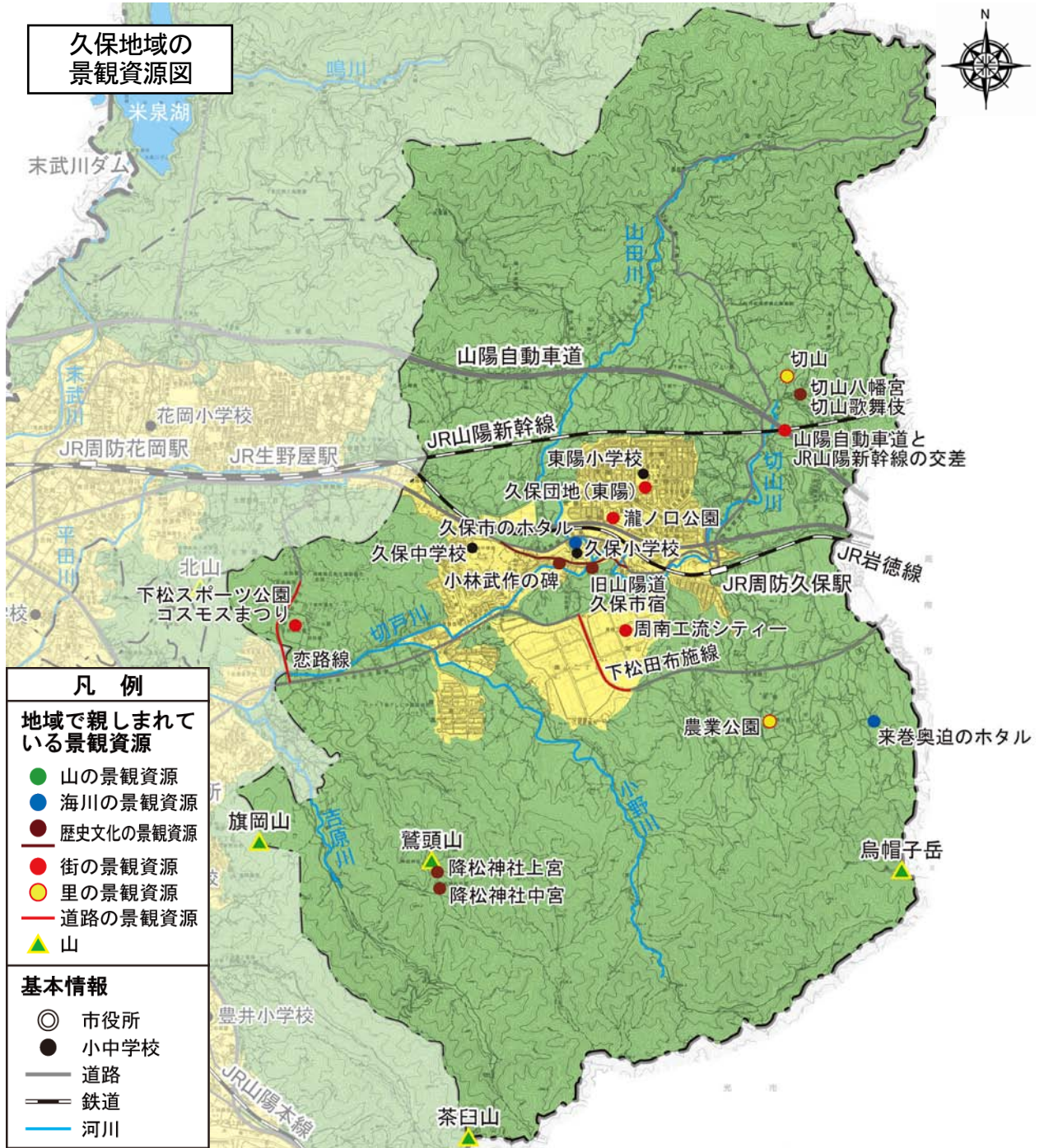
- ・鷲頭山山頂には^{くだまつ}降松神社上宮、中宮があります。降松神社若宮や切戸川中流域の恋路大橋から鷲頭山を眺望することができます。
- ・切山八幡宮は切山の小高い丘にあります。この境内では切山歌舞伎が江戸時代から上演されていて、境内とともに歴史文化の景観を形成しています。切山歌舞伎等の地域が持つ貴重な伝統文化や歴史を守り、伝えていくことが望まれます。
- ・旧山陽道の宿場町であった久保には神社仏閣や古民家、^{こて}鏝^え絵の残された民家など宿場町の面影が残されています。宿場町の面影を伝える建造物を保全活用し、伝えていくことが望まれます。



【生活の景観】

- ・山地の起伏ある地形で、市街化調整区域として開発が抑制されたため、豊かな自然に囲まれた田園風景が残されています。それら山間部の田園風景を保全するとともに、担い手の育成や市民活動として保全する取り組みが望まれます。
- ・計画的に開発された土地が多く、整然とした住宅団地、工業団地が山の緑に映えて良好な景観を形成しています。整えられたまちなみを守るためのルールづくり（緑化協定等）が望まれます。





景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	鷲頭山、烏帽子岳、茶臼山、切戸川、 <small>この</small> 小野川、吉原川、久保市のホテル、来巻奥迫のホテル
歴史文化の景観		旧山陽道久保市宿、小林武作の碑、切山八幡宮、降松神社上宮、降松神社中宮
	伝統芸能の景観	切山歌舞伎
生活の景観	街の景観	久保団地（東陽）、周南工流シティー
	道路の景観	下松田布施線、恋路線、山陽自動車道と JR 山陽新幹線の交差
	公園の景観	下松スポーツ公園、瀧ノ口公園
	祭り・催しの景観	コスモスまつり
	里の景観	切山、農業公園

注) 景観資源は、アンケート調査及び景観ワークショップの成果を基本に作成しています。

景観まちづくりの目標

新旧の生活のまちなみが調和しホタルが舞う 街と田園の景観まちづくり

ホタルが舞う水辺や田園風景など豊かな自然環境に包まれ、宿場町の面影が残るまちなみ、新たな生活や産業拠点のまちなみが調和する街と田園の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

■方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・市街地を取り囲む^{わしず}鷲頭山、烏帽子岳、茶臼山などの緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・久保市や来巻奥迫などホタルが舞う小川は、自然環境の適切な保全と管理に努め、自然と触れ合う水辺、地域を代表する自然の景観として保全し、地域振興への活用を図ります。



■方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・降松神社(上宮、中宮)や切山八幡宮などの神社仏閣は、周辺の里山景観と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・江戸時代からの伝統をもつ切山歌舞伎(切山八幡宮)は、地域の歴史を伝え発信する伝統行事として保全に努め、地域振興への活用を図ります。
- ・旧山陽道の宿場町であった久保周辺は、かつての面影を残す建造物などの適切な保全と誘導に努めつつ、地域の顔となる歴史的なまちなみ拠点としての活用を図ります。



■方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・切山などの田園風景は、地域を代表する里の景観として保全に努めます。また、農業公園は、新たな里の景観まちづくりの拠点としての活用を図ります。
- ・下松スポーツ公園は、防災公園としての機能や憩いの場としての魅力の向上に努めつつ、適切な管理を行い全市的な活動交流拠点として、また、四季の花が楽しめる拠点としての活用を図ります。
- ・久保団地(東陽)や周南工流シティーなどは、整然としたまちなみの保全に努めるとともに、緑化活動などの市民協働の景観まちづくりの展開をめざします。



久保地域 景観まちづくり基本方針図

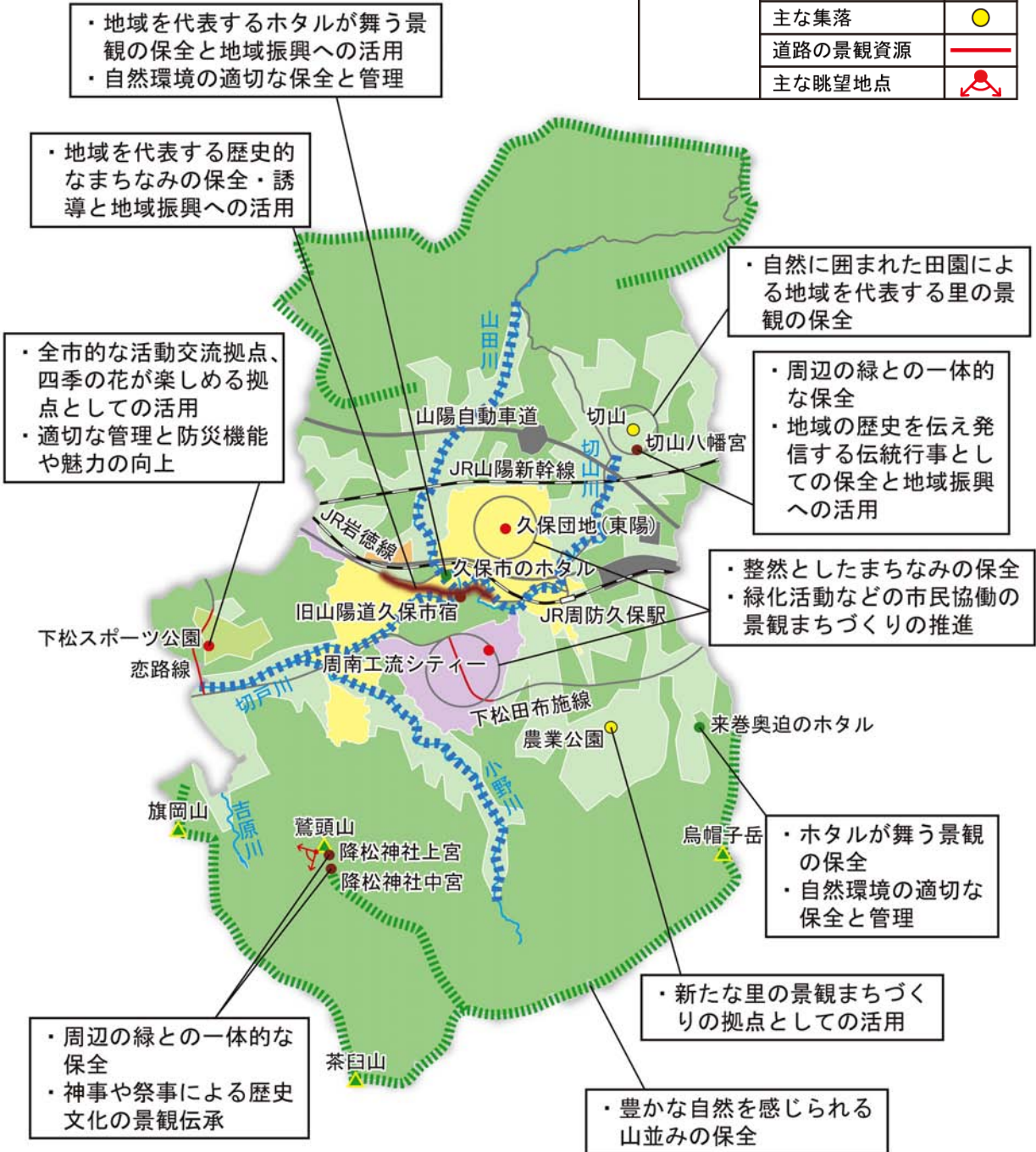


面的な景観（土地利用）

自然の景観	森林の景観	
	湖面の景観	
生活の景観	農地の景観	
	住宅地の景観	
	公園・緑地の景観	
	商業地の景観	
	工業地の景観	

景観の軸と点

自然の景観	稜線軸	
	主な山	
	河川軸	
歴史文化の景観	主な景観資源	
	旧山陽道	
	主な景観資源	
生活の景観	賑わいの軸	
	主な景観資源	
	主な集落	
	道路の景観資源	
	主な眺望地点	



5. 笠戸島地域の景観まちづくりの基本方針



笠戸島地域の景観まちづくり

島特有の風景を守りつつ観光振興に繋がる 笠戸島の景観まちづくり

瀬戸内海に浮かぶ笠戸島地域は、風光明媚な自然景観を有し、「笠戸大橋」により本土と結ばれ交通の便も良く、観光の島として知られています。

地域内小学校の校歌には、海、潮、山、空といった自然の要素とともに、「七つの浦、鎌石岬、潮のにおい、丘のみどり、空のあおさ」が郷土の風景として歌われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- ・ 笠戸島地域は瀬戸内海国立公園に指定され、尻高山、火振岬、夕日岬、はなぐり岩など自然豊かな景観を有し、特に夕日の美しい島として知られています。
- ・ はなぐり海水浴場、海上遊歩道など豊かな自然を活かした観光レクリエーションの場は、賑わいを演出しています。
- ・ 国立公園の景観を含め、山並み、浜辺、磯、岬、そして、人々の生活など複数の要素から構成される島特有の自然景観の保全が望まれます。

【歴史文化の景観】

- ・ 深浦八幡宮や笠戸神社、沖浦観音、霊場八十八ヶ所などは、瀬戸内海の眺望や島の山々とあいまって、歴史文化的な景観を形成しています。
- ・ 海の安全を祈願する深浦管絃祭は、地域を代表する伝統行事で、提灯をともした数隻の打瀬船が夜の海を照らし、辺りは幻想的な雰囲気になります。
- ・ 島固有の歴史と伝統を守り育てるとともに、自然景観資源や歴史文化資源を周遊する工夫など、PR・活用する取り組みが望まれます。

【生活の景観】

- ・ 本浦や深浦地区は漁村のたたずまいを残し、深浦では集落の背景に棚田の風景が望めます。一方で、少子高齢化等による空き家や耕作放棄地が増加しており、適切な維持管理が望まれます。
- ・ 笠戸島は古くから造船の島として栄え、江の浦には瀬戸内海の自然を背景とした迫力ある造船所の景観があります。
- ・ 笠戸島家族旅行村や国民宿舎大城^{おおじょう}などは、瀬戸内の風景を眺める絶好のレジャー施設で、オートキャンプや温泉、自然散策も楽しめ、来訪者による賑わいを演出しています。
- ・ 道路や港などの社会基盤の整備にあたっては、島特有の景観や眺望に配慮し、景観づくりを誘導する取り組みが望まれます。



黄昏時の笠戸島



火振岬



深浦八幡宮



笠戸神社

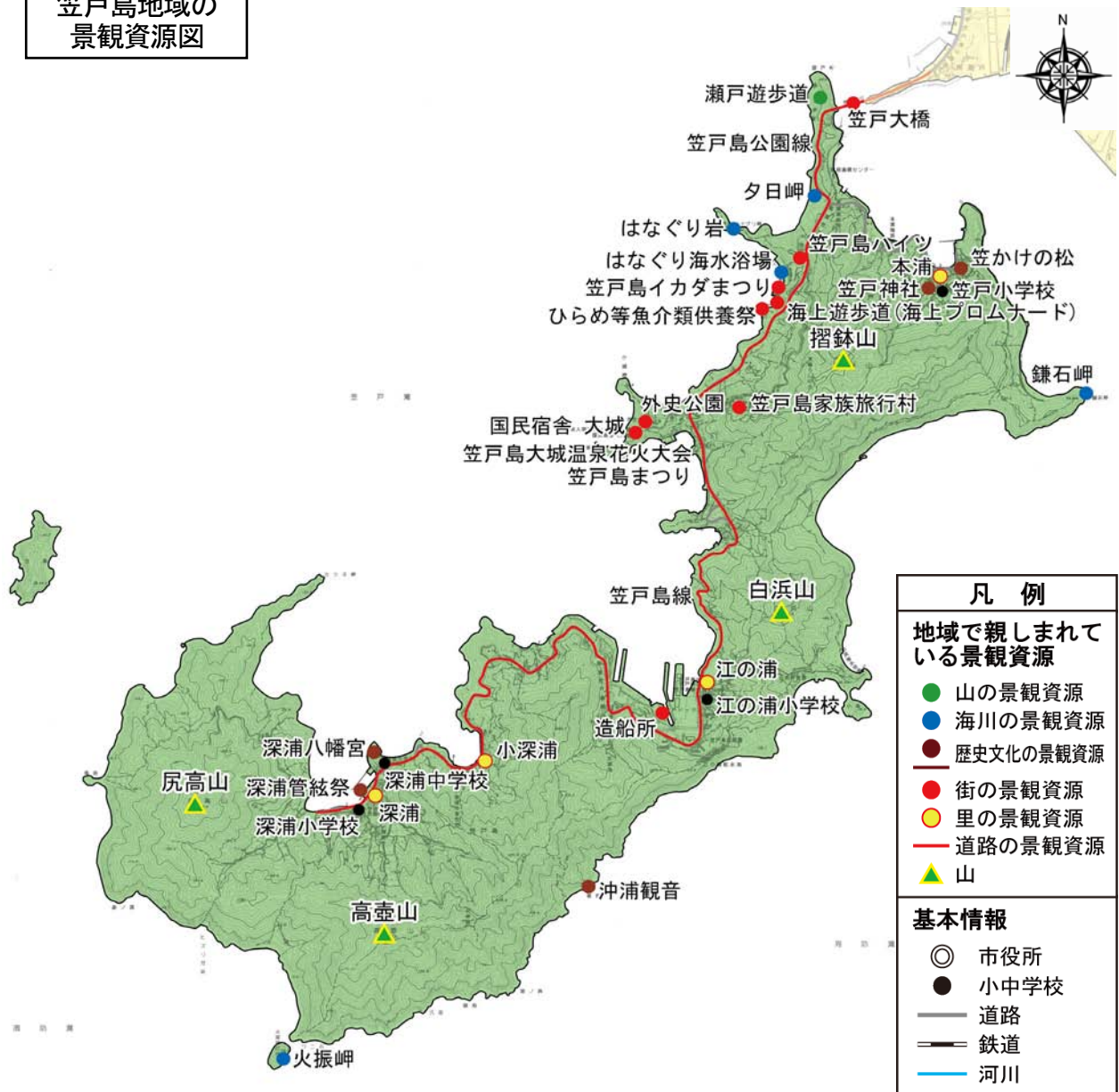


造船所



家族旅行村からの眺め

笠戸島地域の
景観資源図



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	尻高山、夕日岬、鎌石岬、火振岬、はなぐり海水浴場、瀬戸遊歩道、はなぐり岩
歴史文化の景観		笠かけの松、深浦八幡宮、沖浦観音、笠戸神社
	祭りの景観	深浦管絃祭
生活の景観	街の景観	造船所
	道路の景観	笠戸大橋、笠戸島公園線、笠戸島線
	公園の景観	海上遊歩道（海上プロムナード）、外史公園
	観光地の景観	笠戸島家族旅行村、国民宿舎大城 <small>おおじょう</small> 、笠戸島ハイツ
	祭り・催しの景観	笠戸島大城温泉花火大会、笠戸島まつり、笠戸島イカダまつり、ひらめ等魚介類供養祭
	里の景観	本浦、江の浦、小深浦、深浦

注) 景観資源は、アンケート調査及び景観ワークショップの成果を基本に作成しています。

景観まちづくりの目標

島特有の風景を守りつつ観光振興に繋がる 笠戸島の景観まちづくり

浜辺、磯、岬など島特有の自然に包まれた観光の島の振興に繋げる視点から、島特有の自然・歴史文化・暮らしの風景を守りつつ、風光明媚な風景を活かした笠戸島の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

■方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・笠戸島の山並みと緑、浜辺、磯、岬など島特有の資源は、ふるさと下松を代表する自然景観として保全に努めます。
- ・雄大な多島美景観が望める笠戸島家族旅行村、夕日岬などは、全市を代表する眺望拠点としての活用を図ります。また、笠戸島公園線、笠戸島線などの道路は、笠戸湾の眺望確保に配慮した適切な管理に努め、様々な景色が楽しめる道路としての活用を図ります。
- ・はなぐり海水浴場など笠戸島の自然を活かした活動の場は、適切な管理と魅力の向上に努めつつ、全市を代表する観光レクリエーション拠点としての活用を図ります。



夕日岬から見たはなぐり岩



はなぐり海水浴場

■方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・深浦八幡宮、笠戸神社、霊場八十八ヶ所など笠戸島固有の歴史を伝える神社仏閣は、周辺の里山や海の景観と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、島の個性ある歴史文化景観としての伝承を図ります。
- ・海の安全を祈願する深浦管絃祭は、地域の歴史を伝え発信する伝統行事として保全に努め、地域振興への活用を図ります。
- ・漁村のたたずまいが漂う深浦には、自然と歴史文化、生活の景観が一体となっており、笠戸島を代表する文化的景観として継承を図ります。



霊場八十八ヶ所の四十八番



深浦管絃祭

■方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・本浦地区や深浦地区などの漁村集落や棚田の風景は、島特有の暮らしのたたずまいを伝える景観拠点として保全に努めます。
- ・江の浦の迫力ある造船所の景観は、島の発展を物語る資源の一つとして活用を図ります。
- ・島を回遊する道路沿いは、案内機能や美化活動、花いっぱい運動の充実を図るとともに、島めぐり街道として沿道景観の形成をめざします。



深浦の漁港と棚田

第3章 地域別の景観まちづくりの基本方針

- ・ 笠戸島家族旅行村や国民宿舎大城^{おおじょう}などは、適切な管理に努めつつ、来訪者による賑わいを演出する拠点としての活用を図ります。
- ・ イカダまつりなどのイベントは、島の魅力を活かす活動として、地域振興への活用を図ります。



笠戸島地域 景観まちづくり基本方針図

景観の軸と点

自然の景観	稜線軸	
	主な山	▲
	河川軸	
歴史文化の景観	主な景観資源	●
	旧山陽道	—
生活の景観	賑わいの軸	—
	主な景観資源	●
	主な集落	●
	道路の景観資源	—
	主な眺望地点	👤

面的な景観（土地利用）

自然の景観	森林の景観	■
	湖面の景観	■
生活の景観	農地の景観	■
	住宅地の景観	■
	公園・緑地の景観	■
	商業地の景観	■
	工業地の景観	■

【地域全体】

・ 浜辺、磯、岬など島特有の自然景観の保全

・ 周辺の里山や海の景観との一体的な保全
・ 神事や祭事による歴史文化の景観伝承



・ 雄大な多島美景観が望める眺望拠点としての活用
・ 笠戸島の自然を活かした観光レクリエーション拠点としての活用
・ 島の魅力を活かした活動・交流拠点の形成

・ 笠戸湾の眺望確保に配慮した適切な管理と様々な景色が楽しめる道路として活用
・ 案内機能や美化活動の充実と島めぐり街道としての沿道景観の創造

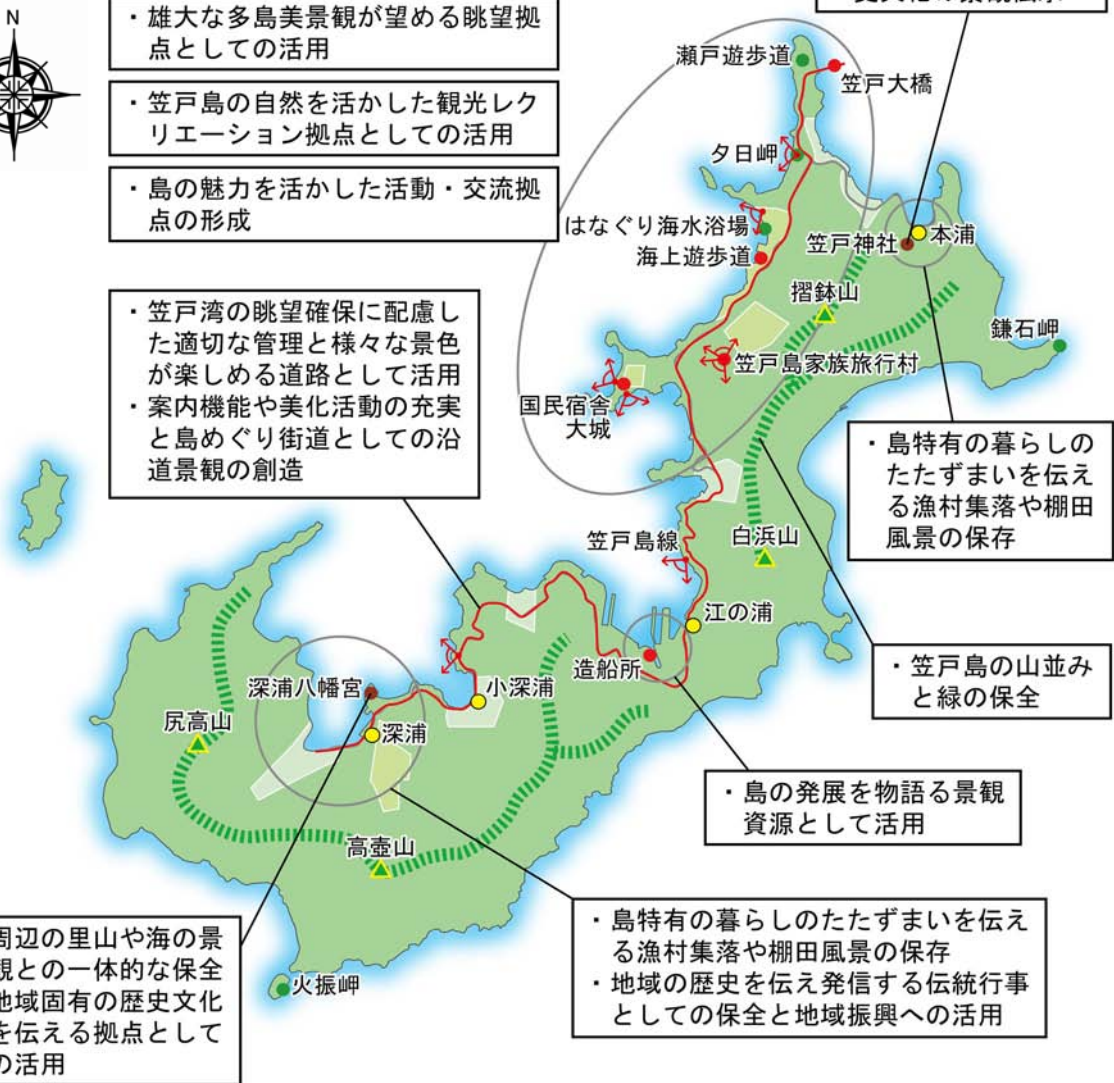
・ 島特有の暮らしのたたずまいを伝える漁村集落や棚田風景の保存

・ 笠戸島の山並みと緑の保全

・ 島の発展を物語る景観資源として活用

・ 周辺の里山や海の景観との一体的な保全
・ 地域固有の歴史文化を伝える拠点としての活用

・ 島特有の暮らしのたたずまいを伝える漁村集落や棚田風景の保存
・ 地域の歴史を伝え発信する伝統行事としての保全と地域振興への活用



6. 米川地域の景観まちづくりの基本方針



米川地域の景観まちづくり

棚田が広がる農村風景と四季折々の自然を映し出す湖面を活かした
里山の景観まちづくり

米川地域は末武川上流部の中国山地から連なる山々と谷間に発達した棚田が景観特性をなします。米川地域には、温見^{ぬくみ}ダム、末武川ダム（米泉湖）の2つのダム湖があり、湖面に映し出された山々の景色が市民に親しまれています。米川トンネルが整備され、県道、市道の整備により自動車でのアクセスが向上し、市中心部からこの景観を見に来ることが容易になっています。

米川小学校の校歌には、「山間部の青い空、のぼる朝日と山の峰」が郷土の風景として歌われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 中国山地から連なる山々と末武川上流部の溪流が、山間部の景観を構成しています。これらの豊かな自然・山地において廃棄物などが投棄されないよう保全することが望まれます。
- ^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）の湖面には、四季折々の自然の変化が映し出されます。また、大將軍山や西平谷のハイキングコースは、豊かな自然の景色が楽しめる場として親しまれています。

【歴史文化の景観】

- 山里には鎮守の森があり、石段と鳥居、奥深い森が山里の歴史を感じさせます。鎮守の森など地域のシンボルとなる要所は、適切な維持管理が望まれます。
- 大藤谷及び温見には「ふる里大師藤見八十八箇所」の石仏が八十八箇所に置かれ、地域で大切にされています。こうした石造物がいたる所にあり、里の棚田の景観とともに地域の特徴となる歴史文化の景観を形成しています。
- 西平谷周辺の山中には戦争の歴史を物語る砲台跡や探照灯跡、下谷周辺には大正時代の趣を残す万寿庵橋などの資源が残っています。こうした地域の歴史資産を評価し、記録と保存、活用し、伝承することが望まれます。また、歴史文化や民話、風習などを伝える担い手の育成が望まれます。

【生活の景観】

- 末武川流域の谷間には棚田が広がり、茅葺きをトタンで被った古くからの農家住宅も点在し、里の景観を見せています。高齢化、過疎化による耕作放棄地の増加を防ぐため、都市部との連携を図り、現在の棚田景観を守り、育てていくことが望まれます。
- 末武川ダム（米泉湖）周辺は遊歩道や文学碑プロムナードなどが整備され、自然の中でのイベント等が行われるなど、多くの人を訪れます。湖畔の公園などの有効活用と、来訪者が気持ちよく山の景観を楽しむことができるような公園の適切な管理を、市民と行政とが連携して取り組むことが望まれます。
- 末武川ダム（米泉湖）上流の中瀬地区では、春に菜の花畑、秋にはコスモス畑となって市民を楽しませています。



雪の米泉湖



西平谷ハイキングコース



大藤谷地区の神社



後山の細い山道から見るワラのう

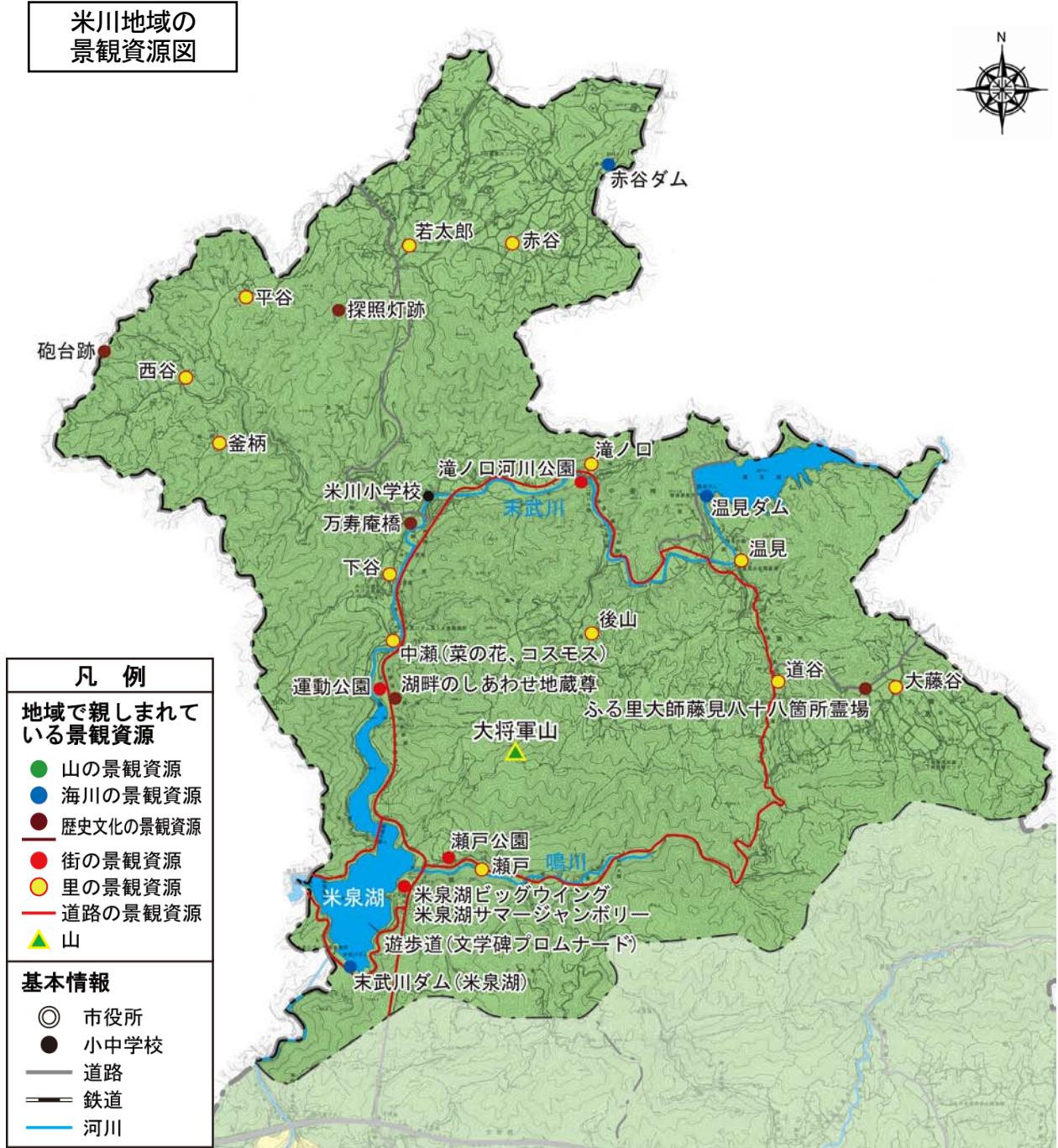


米泉湖サマージャンポリー



中瀬地区の「春の菜の花」

米川地域の
景観資源図



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	大將軍山、末武川、温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、赤谷ダム
歴史文化の景観		ふる里大師藤見八十八箇所霊場、湖畔のしあわせ地藏尊、万寿庵橋、砲台跡、探照灯跡
生活の景観	街の景観	
	道路の景観	遊歩道（文学碑プロムナード）
	公園の景観	米泉湖ビッグウイング、瀬戸公園、滝ノ口河川公園、運動公園
	祭り・催しの景観	米泉湖サマージャンボリー
里の景観		瀬戸、下谷、滝ノ口、温見、後山、道谷、大藤谷、西谷、平谷、釜柄、若太郎、赤谷、中瀬（菜の花、コスモス）

注）景観資源は、アンケート調査及び景観ワークショップの成果を基本に作成しています。

景観まちづくりの目標

棚田が広がる農村風景と四季折々の自然を映し出す湖面を活かした 里山の景観まちづくり

豊かな山々に囲まれた棚田が広がる農村風景や、四季折々の自然の変化が映し出される^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）の湖面などの地域を象徴する風景を活かしながら、里山特有の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

■方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・中国山地から連なる山並み、山間を流れる溪流、棚田の農村風景は、地域を象徴する里山景観として保全に努めます。
- ・四季折々の里山の風景を映し出す温見ダムと末武川ダム（米泉湖）の湖面周辺は、適切な管理と魅力の向上に努めつつ、地域を代表する顔としての活用を図ります。
- ・滝ノ口河川公園のもみじや鳴川沿いの桜並木（末武川ダム流入付近）は、適切な管理を図りつつ、親水拠点として活用を図ります。



棚田の農村風景



滝ノ口河川公園

■方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・各集落の神社仏閣や鎮守の森は、周辺の里山景観と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・道路沿いに点在する観音様や地藏尊は、これらにまつわる民話や言い伝えを含め、周辺の里山景観と一体的な保全に努めます。また、砲台跡や探照灯跡、万寿庵橋などの時代を物語る資源は、その趣を保全するとともに、歴史散策の拠点としての活用を図ります。



探照灯跡



ふる里大師藤見八十八箇所霊場

■方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・^{くだたに}下谷地区などの谷間に点在する農村集落や棚田の風景は、地域を代表する里山景観として保全に努めます。
- ・地域を回遊する道路沿いは、案内機能や美化活動の充実を図るとともに、里めぐり街道としての沿道景観の形成をめざします。
- ・中瀬地区の「春の菜の花」「秋のコスモス」の風景は、地域の個性ある景観として保全に努めつつ、地域振興への活用を図ります。
- ・末武川ダム（米泉湖）湖畔の公園は、適切な管理に努めつつ、地域の活動拠点、交流拠点としての活用を図ります。



中瀬地区の「秋のコスモス」



末武川ダム（米泉湖）湖畔の公園

米川地域 景観まちづくり基本方針図

景観の軸と点

自然の景観	稜線軸	
	主な山	
	河川軸	
	主な景観資源	
歴史文化の景観	旧山陽道	
	主な景観資源	
生活の景観	賑わいの軸	
	主な景観資源	
	主な集落	
	道路の景観資源	
	主な眺望地点	

面的な景観（土地利用）

自然の景観	森林の景観	
	湖面の景観	
生活の景観	農地の景観	
	住宅地の景観	
	公園・緑地の景観	
	商業地の景観	
	工業地の景観	



【地域全体】

- ・ 神社仏閣周辺の里山景観との一体的な保全
- ・ 神事や祭事による歴史文化の景観伝承
- ・ 地域に残る歴史的な資源の保全と散策拠点としての活用

【地域全体】

- ・ 地域を象徴する里山景観を構成する山並み、溪流、棚田の一体的な保全
- ・ 棚田による地域を代表する里山景観の保全

- ・ 「春の菜の花」や「秋のコスモス」の田園風景の保全と地域振興への活用

- ・ 沿道の観音様や地藏尊の里山景観との一体的な保全
- ・ 案内機能や美化活動の充実と里めぐり街道としての沿道景観の形成

- ・ 地域を代表する顔としての湖面周辺の景観づくり
- ・ 適切な管理と魅力の向上

- ・ 適切な管理と親水拠点としての活用

- ・ 地域を代表する顔としての湖面周辺の景観づくり
- ・ 適切な管理と魅力の向上

- ・ 適切な管理と親水拠点としての活用

- ・ 適切な管理と賑わいある活動・交流拠点としての活用



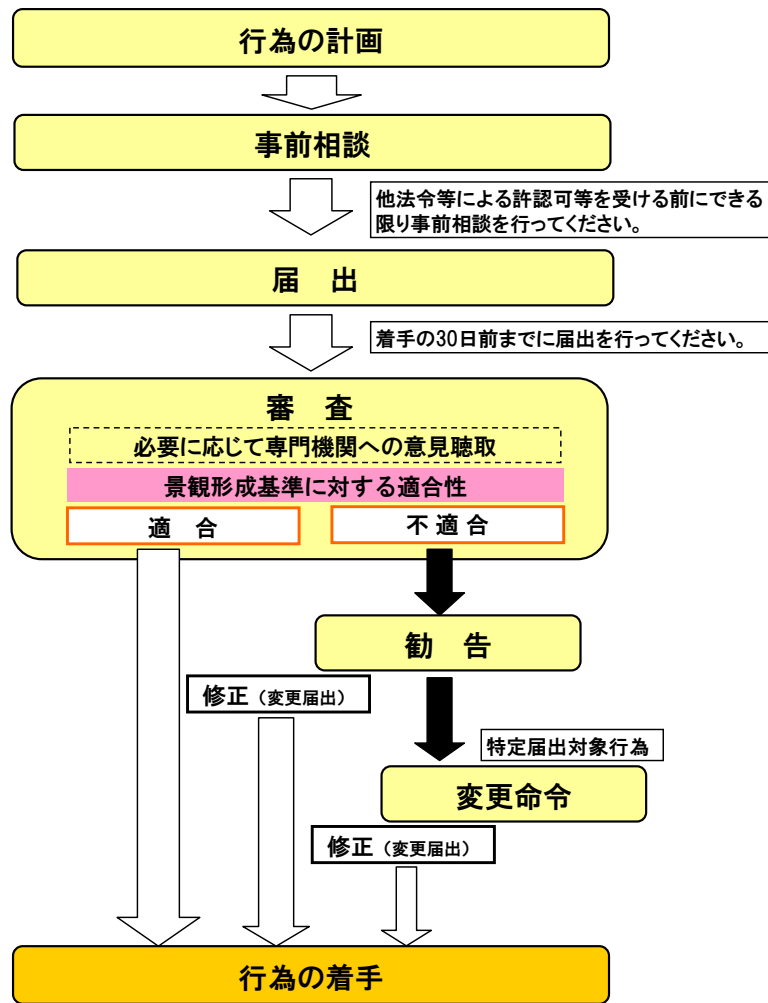
第4章 良好な景観形成に向けた 取り組み



1. 良好な景観形成のための行為の制限

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。

大規模な建築物や工作物、開発などは、下松市の景観形成に大きな影響を及ぼします。良好な景観形成に向け、届出と景観形成を図るための景観形成基準を設定し、良好な景観まちづくりに向けた誘導を図ります。



届出のフロー

大規模行為の定義

- 建築物** 高さ 13m 又は建築延べ面積 500 m²を超えるもの
- 工作物** プラント等：高さ 13m 又は築造面積 500 m²を超えるもの
鉄塔等：高さ 15m を超えるもの
広告塔類：高さ 4m を超えるもの
- 開発行為** 開発面積 1,000 m²以上

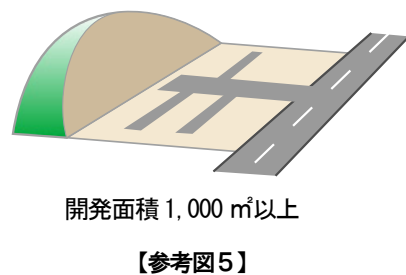
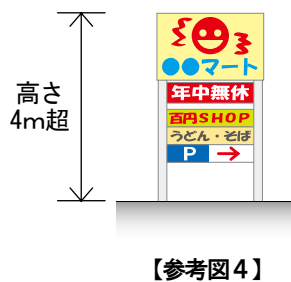
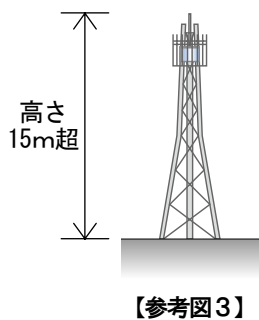
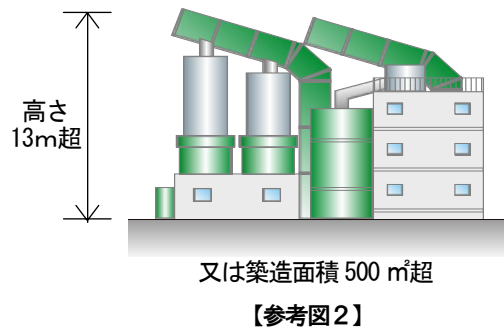
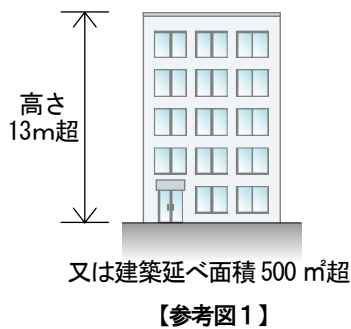
(1) 届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの 【参考図1】 増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの 	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> プラント等：高さ13m（第一種低層住居専用地域においては10m）又は築造面積500㎡を超えるもの 【参考図2】 増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの 鉄塔等：高さ15m（第一種低層住居専用地域においては10m）を超えるもの 【参考図3】 広告塔類：高さ4mを超えるもの 【参考図4】 増築は、増築後の高さが上記規模以上のもの 	景観法第16条第1項第2号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 	開発面積1,000㎡以上 【参考図5】	景観法第16条第1項第3号

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。

※広告塔類は、広告板、記念塔等を含む。



(2) 景観形成基準

ここに示す景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となります。

届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

区分		景観形成基準
基本事項		・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。 ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように出来る限り低い高さとすること。
	緑化	・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。
	工作物（プラント等・鉄塔等）	位置
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように出来る限り低い高さとする。 ・周囲の建造物の高さにあわせ、周囲から突出した高さとならないこと。
緑化		・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
形態意匠		・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
色彩		・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。

区分		景観形成基準
工作物 (広告塔類)	位置	・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	高さ	・周囲の建造物の高さにあわせ、周囲から突出した高さとならないこと。
	形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・夜間の点滅する照明は使用しないよう工夫すること。
	色彩	・周囲と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。

景観形成基準	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・緑化を図る計画とすること。 ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に生かせるよう配慮すること。 ・住宅用敷地面積の最低限度を 150 m²以上とすること。なお、面積は延長敷地及び法面を除いた有効敷地面積とする。

2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

下松市には、地域の景観を特徴づけている建造物（建築物・工作物）や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、まちなみを構成する重要な要素になっていたり、まちの中に1本残されていても周囲の景観のアクセントとなっている場合もあります。

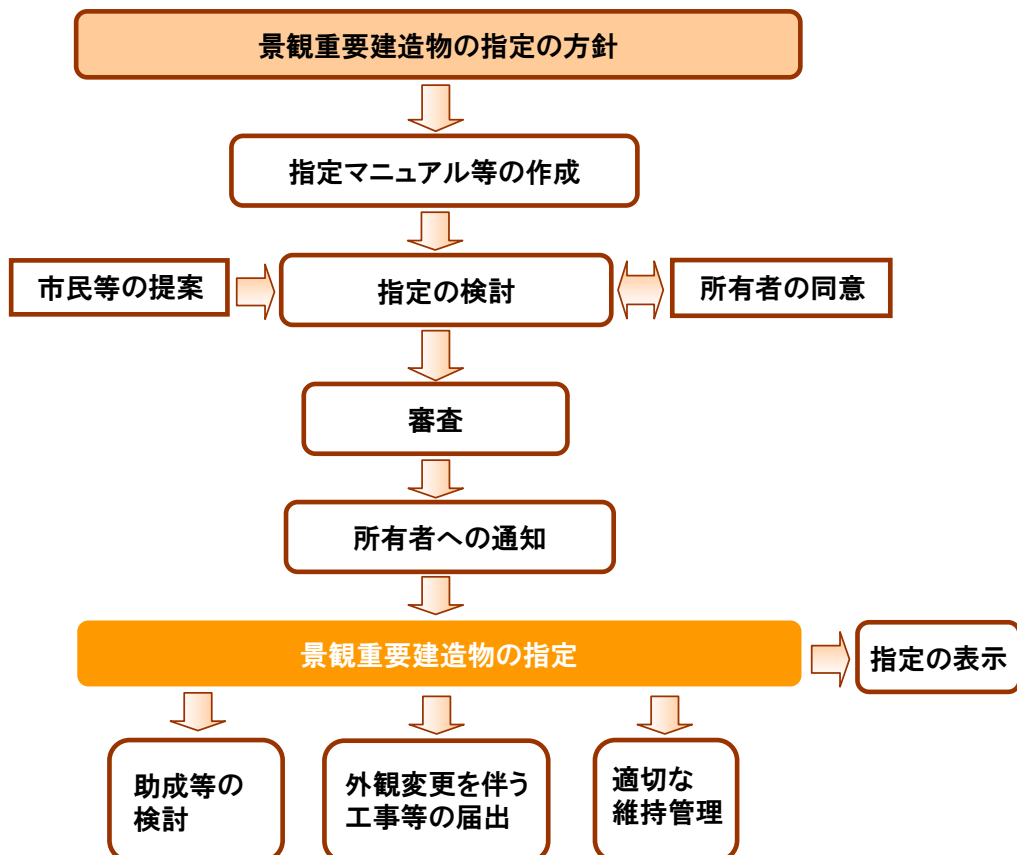
こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要建造物の指定の方針

- 1) 旧山陽道の宿場町の面影を残す建造物で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- 2) 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- 3) 農村、漁村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの
- 4) 産業遺産や土木遺産、駅舎などで、地域の景観のシンボルとなっているもの
- 5) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの
- 6) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの
- 7) 地域のシンボルとして親しまれているもの

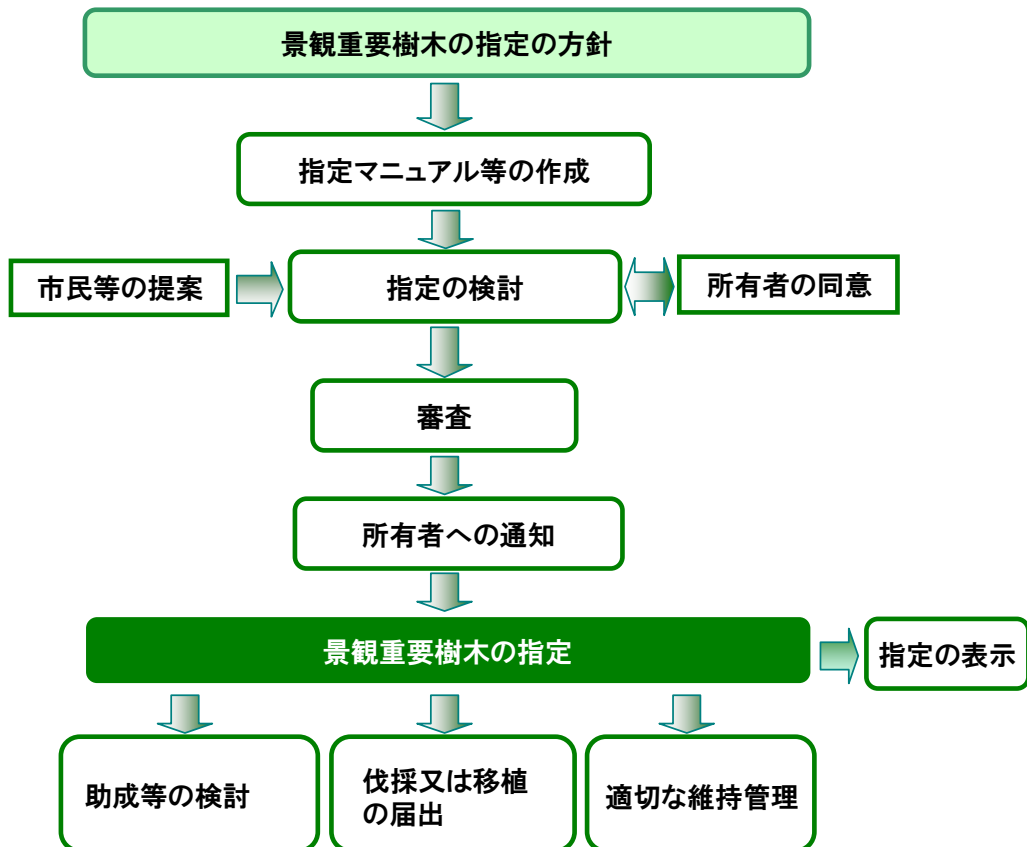


(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要樹木の指定の方針

- 1) 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの
 - 2) 農村、漁村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの
 - 3) 切戸川、末武川、平田川などの水辺景観を構成する樹木となっているもの
 - 4) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
- また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの



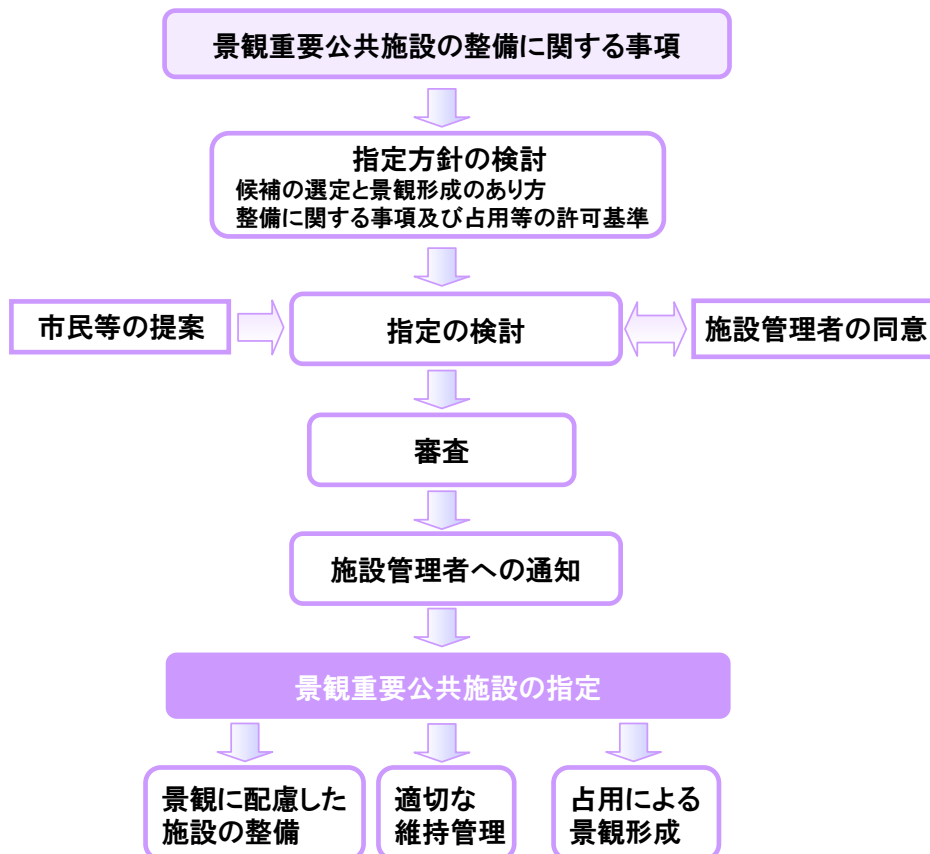
3. 屋外広告物の景観形成に関する方針

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいに繋がる一方で、無秩序な設置が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因になります。

これまでの山口県屋外広告物条例を継承し、必要に応じて禁止地域・許可地域及び許可基準等を見直し、下松市の特色に応じた屋外広告物の誘導を図ります。

4. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、公園、河川、港湾などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。下松市の景観まちづくりについて重要な景観軸と景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設とし、国土交通省が示す分野毎の景観形成ガイドライン、山口県公共事業景観形成ガイドラインを参考にしつつ、下松市の良好な景観形成を図るものとします。



【参考】山口県屋外広告物条例の概要

1. 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれます。具体的には次のようなものがあります。

(例) はり紙、はり札、看板、広告幕、懸垂幕、アドバルーン、電柱・街灯柱広告、電飾・電光広告、広告板、広告塔、アーチ広告等

2. 表示禁止物件

次のような物件には、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

(例) 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯、街路樹、信号機、道路標識、道路上のさく、電柱、街灯柱、消火栓、火災報知機、銅像等

3. 禁止広告物

次に掲げる広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- ・著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- ・信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

4. 禁止地域

- ・風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区、風致保安林[※]
- ・文化財の建造物等の敷地及びその周辺[※]
- ・道路・鉄道の区間及びその沿線[※]
- ・都市公園
- ・湖沼、渓谷、港湾、空港、駅前広場[※]
- ・官公署、学校、図書館、博物館、美術館、公衆便所等の建造物及びその敷地
([※]これらの地域・場所のうち、知事が指定する地域・区間)

5. 許可地域

○道路・鉄道の区間及び その沿線

- ・許可路線の両側 10m以内
- ・禁止路線（一定の市街地[※]を除く。）の両側 100 超～500m（高速施設は 500 超～1000m）
- ・禁止路線（一定の市街地[※]）の両側 10m以内

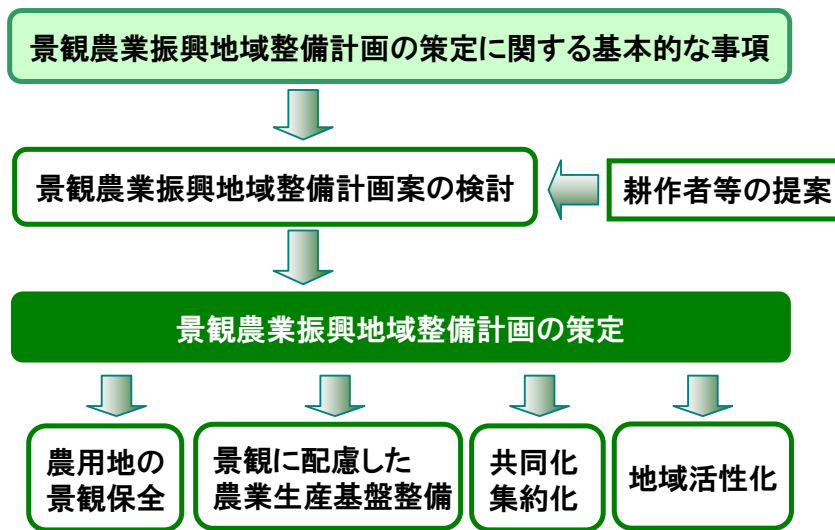
([※]一定の市街地：道路に接続する家屋連たん 10 戸以上の区間)

○駅前広場に接続する 10m以内の地域

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

末武川上流の米川地域は、多くの棚田と農村集落が良好な里山景観を形成しています。また、久保地域には切山歌舞伎を育む農村集落や来巻農業公園が良好な農村景観を形成しています。そして笠戸島には深浦、小深浦に棚田景観があります。

景観農業振興地域整備計画をつくる場合には、これらの棚田景観、農村景観、里山景観を守り育てていくために、農業生産環境と調和を図りながら、水路やあぜ道の景観保全を図るとともに、耕作放棄による景観の悪化を防止するための共同化・集約化を図り、都市と農村の交流を図り地域活性化による農村景観の維持をめざします。



米川地域

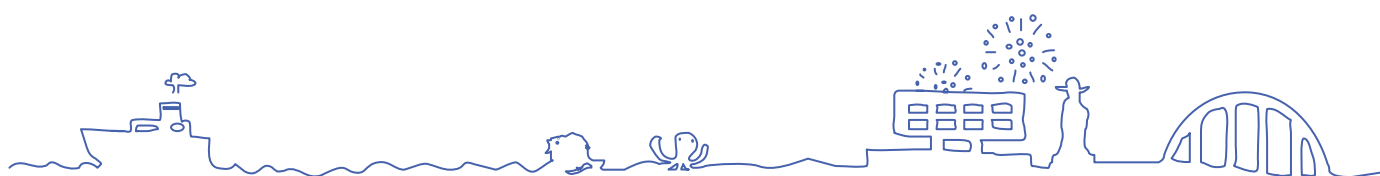


久保地域



笠戸島地域

第5章 景観まちづくりの推進



景観まちづくりは、市民・事業者・行政のそれぞれが取り組みの主体として、役割と責任を担い協働により進めていくことが大切です。そのためには、景観まちづくりの目標や方針を共有し、総合的・体系的に取り組みを進めていく必要があります。

ここでは、景観まちづくりの施策体系を以下のように定め、施策体系に基づき効率的な取り組みを進めていきます。

景観まちづくりの基本目標

「街と里」・・・地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

景観まちづくりの前提

1. 景観まちづくりの主体と役割

(1) 市民の役割

(2) 事業者の役割

(3) 行政の役割

景観まちづくりの推進

2. 良好な景観の保全・創造

(1) 景観形成のルールづくり

(2) 景観資源の保全・活用

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

3. 景観まちづくりの推進体制の構築

(1) 国・県・他市町村との連携強化

(2) 景観審議会の設置

(3) 市民の自主的な活動の支援

(4) 景観の定期的点検と景観計画の見直し

4. 景観まちづくりに関する意識向上

(1) 広報・啓発活動の充実

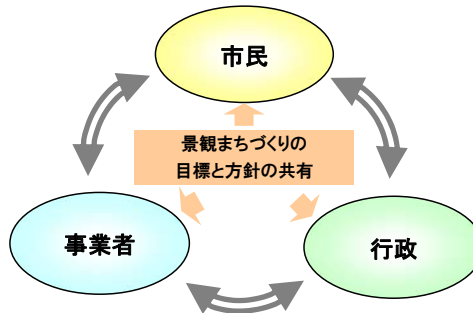
5. 景観計画の推進スケジュール

6. 市民による景観まちづくりに向けて

1. 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、多くの人々の理解と協力が必要です。

市民・事業者・行政が下松市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一歩一歩確実に進めていくことが大切です。先人から受け継いだ下松市のかげがえのない美しい景観を守り・育て・創造していくために、多様な主体、人々の協働によって景観まちづくりを推進します。



(1) 市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、花いっぱい運動や清掃活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取り組みが少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとします。

(2) 事業者の役割

商業、工業、建設業をはじめ事業者は、事業活動等を通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、公園や広場、道路、河川、海岸など公共の場の景観まちづくりに積極的に取り組むものとします。

(3) 行政の役割

景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民・事業者・行政の協働を積極的に推進します。また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。

2. 良好な景観の保全・創造

(1) 景観形成のルールづくり

① 景観計画の周知と届出に対する円滑な運用

景観計画の周知を図ります。下松市の景観に影響を及ぼす可能性がある大規模行為は、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行い、円滑な運用を通じて下松市の景観形成を推進します。

② 景観ガイドラインの作成と普及

景観ガイドラインを作成し、戸建て住宅、集合住宅、商店、工場、事業所などの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更などを行う際に、景観形成に向けて配慮すべき事項を示します。

③ 屋外広告物の景観誘導

屋外広告物に関する事務について山口県から一部の権限移譲を受け、下松市では屋外広告物の届出審査を行っています。屋外広告物条例を活用し、駅周辺及び主要幹線道路沿道などの景観誘導を図ります。

④ 景観まちづくりの手法検討

・景観協定による景観まちづくり

景観協定は、良好な景観形成を目的として建物の形態意匠、用途、屋外広告物、緑化や農地の保全に関する事項を土地所有者及び借地権者間の契約として結び、住宅地や商業地、工業団地などで、良好な景観を形成するためのツールです。景観協定による景観まちづくりを地域住民の発意に基づき進めます。

・地区指定による景観まちづくり（景観まちづくり重点地区、景観地区、準景観地区）

質の高い良好な景観が集積する地区や、住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、特に景観まちづくりを重点的に進めていくことが望まれる地区を「景観まちづくり重点地区」と位置づけ、地域住民との十分な協議を行いながら、地区の選定と地区の実情にあったきめ細やかなルールづくりの検討を行います。また、法に定められた「景観地区」「準景観地区」への発展的導入を検討していきます。

(2) 景観資源の保全・活用

① 景観資源のデータベース化と定期的な状況把握

下松市の優れた景観資源を収集しデータベース化を進め、定期的な状況把握を行い、景観資源の保全を図ります。

② 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を推進し、適切な維持管理により、地域の景観形成を図ります。また、周辺の良い景観まちづくりの推進を図ります。

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

① 公共施設の景観形成

景観形成を図るべき公共施設の整備にあたっては、国土交通省景観形成ガイドライン及び山口県公共事業景観形成ガイドラインを参考にしつつ、質の高い公共施設の整備をめざします。

② 景観重要公共施設の指定

シンボルロードや眺望の優れた道路、河川や公園など景観上重要な公共施設は、国、県などの管理者と協議を行い景観重要公共施設の指定を進め、質の高い公共施設の景観形成を図ります。

3. 景観まちづくりの推進体制の構築

(1) 国・県・他市町村との連携強化

国や県との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、山口県の景観アドバイザーや景観フォーラム等の取り組みを活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、下松市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

あわせて、県内及び全国の市町村の景観に関する先進的な取り組みに関する情報収集に取り組みます。

(2) 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関などから構成される景観審議会を設置します。この審議会では、景観計画の運用、景観まちづくり重点地区の設定、景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行い景観行政を進めます。

(3) 市民の自主的な活動の支援

花いっぱい運動をはじめ、河川や海岸などの公共の場の清掃活動といった景観まちづくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、市民が主体となった運動の活発化を図ります。

また、市民活動の取り組みの促進に向け、県内及び全国の自治体やNPO等の取り組み事例や支援制度の紹介、専門家やコーディネーターの派遣等、多様な支援制度を検討します。

(4) 景観の定期的点検と景観計画の見直し

景観まちづくりに向け、市内主要箇所について景観の観測地点を設け定期的な点検を行います。また、必要に応じて景観計画の見直しを行います。

4. 景観まちづくりに関する意識向上

(1) 広報・啓発活動の充実

下松市では、「私の好きな下松の風景」や景観パンフレットの作成などを通じて、景観資源の発掘や広報の取り組みを行ってきました。

今後も市民一人ひとりの景観まちづくりに関する意識を高めるため、市ホームページや広報への掲載など、多様な媒体を活用して、下松市の景観を紹介していきます。



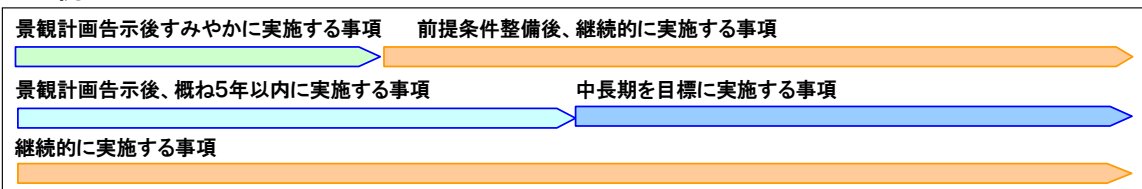
パネル展「私の好きな下松の風景」

5. 景観計画の推進スケジュール

景観まちづくりを進めていくために、短期、中・長期ごとの推進スケジュールを示します。



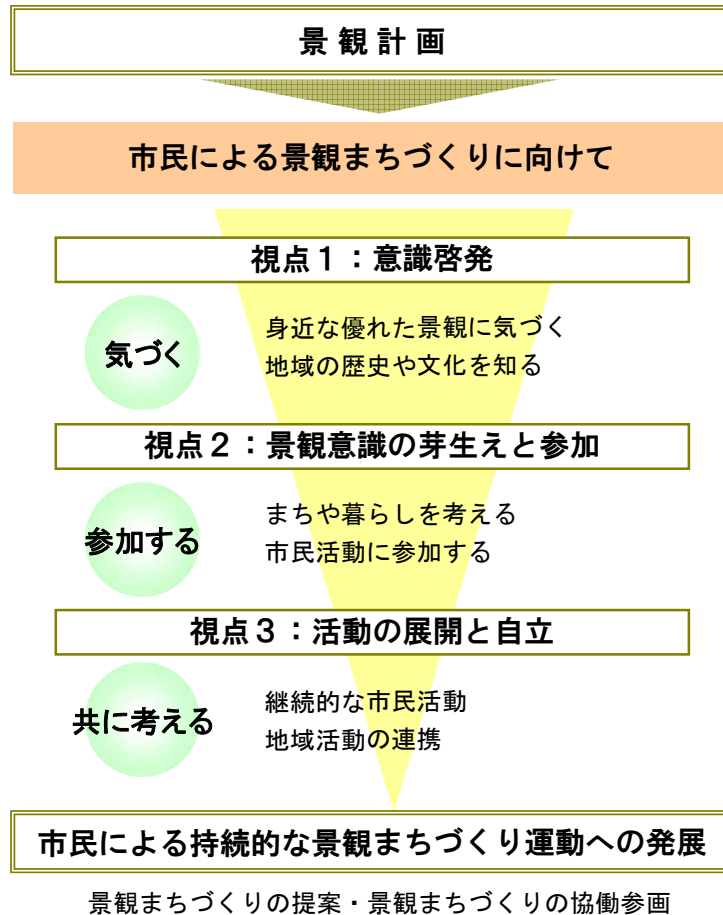
凡例



6. 市民による景観まちづくりに向けて

景観まちづくりは、市民の日々の生活の中にあり、住まいや暮らし、生産活動に表れてきます。

ここでは、市民による景観まちづくりに向けて、3つの視点「意識啓発」「景観意識の芽生えと参加」「活動の展開と自立」から、市民による持続的な景観まちづくり運動への発展をめざした取り組みを示します。



視点1：意識啓発

身近な街や里、山や川、神社仏閣や史跡をもう一度、歩いて見てみましょう。四季折々に移り変わる山や里、川や海などの自然、長い歴史を感じる神社仏閣、華やいだ商店や落ち着いたまちなみなど新たな発見があるはずです。

身近な優れた景観に気づくために・・・

- ・地域の歴史や伝統、文化を知る。
- ・市内を歩くことを通じて身近にある優れた景観に気づく。
- ・子どもの頃から、地域の様々な景観に触れる機会を持つ。



笠戸島家族旅行村から見る「笠戸湾」

視点2：景観意識の芽生えと参加

地域の歴史や文化を学び、まちや暮らしについて考えてみましょう。街角の花壇や公園、広場、川の流れや瀬戸内海の浜辺は、多くの人々によって守られています。

景観まちづくりに参加するために・・・

- ・地域の歴史や伝統、文化を学び、祭りに参加する。
- ・花いっぱい運動などを通じて、地域の緑化推進活動に参加する。
- ・公民館活動、町内会活動などに参加し、まちや暮らしの中の景観まちづくりを考えていく。
- ・自治会での町内清掃活動、「市内一斉ごみゼロ運動」や河川や公共の場などの清掃活動に参加する。



国道188号バラ園
(花岡バラづくりの会)



花いっぱい運動
(市の花サルビアの植栽)

視点3：活動の展開と自立

市民活動を通じて語り合い、まちづくりの問題点を考え、まちの将来像を描き、新たな活動や地域おこし、中山間と都市地域といった地域間交流などによって、年代を超え、地域を越えた交流や様々な活動の輪が広がっていきます。

景観まちづくりを共に考えていくために・・・

- ・地域の歴史や伝統、文化を育て、祭り等の支援をする。新たな祭りを創造する。
- ・緑化推進イベントなどを通じて、花いっぱい運動の輪を広げる。
- ・公民館活動、町内会活動などで、専門家を招いてまちや暮らしの中の景観まちづくりのプランを考える。
- ・棚田や里山の中山間と都市地域との交流促進と支援を進める。



地域の民話をモチーフに昭和25年からはじめられた「きつねの嫁入り」

市民による持続的な景観まちづくり運動への発展

景観まちづくりに向け、継続的な市民による活動が大切です。

身の回りの景観まちづくりから発展し、市民・事業者が主体のまちづくりへの発展を図ります。

市民が主体のまちづくりへ・・・

- ・地域の景観まちづくりに多様な手法（景観協定、地区計画、景観まちづくり重点地区など）を活用していく。
- ・市民・事業者・行政との協力体制の積極的な推進に向け、下松市の景観を広く考え進めていく。



下松駅南地区では市民が主体のまちづくりが進められています。

資料編

1. 策定経緯
2. 小中学校校歌からの景観要素
3. 用語解説

1. 景観行政に関するこれまでの経緯

平成 19 年度	H19. 10. 1～ H19. 12. 10	<p><u>「私の好きな下松の風景」の公募</u></p> <p>◆景観資源の収集を主な目的として、「心地よい・懐かしい・守り育てたい」と感じる市内の風景を、思い出やメッセージとともに募集</p> <p>◆応募点数：74人から92点</p>
平成 20 年度	H20. 7. 15～ H22. 4. 15	<p><u>「私の好きな下松の風景」の広報掲載</u></p> <p>◆全 18 回 (H20. 7. 15 号～H22. 4. 15 号)</p> <p>◆市民の皆さんから寄せられた市内の好きな風景をメッセージとともに紹介</p>
	H20. 10. 1	<p><u>「景観行政団体」へ移行</u></p> <p>◆景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法（第 7 条第 1 項ただし書き）に基づき景観行政団体に移行</p>
	H20. 10. 20～ H20. 12. 12	<p><u>「私の好きな下松の風景」のパネル展を開催</u></p> <p>◆身近にある景観に関心を持ってもらうため、昨年度に募集した「私の好きな下松の風景」の中から、約 20 点を思い出やメッセージとともにパネルで紹介</p> <p>◆開催場所：市内 4 会場</p>
平成 21 年度	H21. 11. 13	<p><u>「景観パンフレット」の作成</u></p>
平成 22 年度	H22. 7. 8～ H22. 10. 4	<p><u>「景観づくりに関するアンケート」の実施</u></p> <p>◆市の景観の現状や市民の景観への思いを把握し、今後の景観政策の方向性を検討し「景観計画」に反映させることを目的に実施</p> <p>◆対 象：①一般および中学生 ②事業者</p> <p>◆回答数：計 1,031</p>
平成 22 年度 ～ 平成 23 年度	H23. 3. 19～ H23. 6. 4	<p><u>「景観ワークショップ」の開催</u></p> <p>◆市民の声を「景観計画」に反映させ、また地域の魅力や景観資源を再発見していただくことを目的に実施</p> <p>◆開催場所：市内 6 地域 4 会場</p> <p>◆参 加 者：のべ 87 名</p>

平成 23 年度	H23. 9. 21	<u>第 1 回下松市景観計画庁内検討委員会</u> ◆景観計画の内容に関する方針検討及び関連部署間の調整を目的に、副市長ほか各部署の代表により構成
	H23. 9. 27	<u>第 1 回下松市景観計画策定委員会</u> ◆景観計画の案に関する審議、専門的・実践的な幅広い観点からの助言などを目的に、学識経験者・関係団体・市民代表及び関係行政機関等の代表者により構成
	H23. 10. 31	<u>第 2 回下松市景観計画庁内検討委員会</u>
	H23. 11. 10	<u>第 2 回下松市景観計画策定委員会</u>
	H24. 1. 24	<u>第 3 回下松市景観計画庁内検討委員会</u>
	H24. 2. 7	<u>第 3 回下松市景観計画策定委員会</u>
	平成 24 年度	H24. 4. 13～ H24. 5. 14
H24. 5. 8～ H24. 5. 17		<u>下松市景観計画（素案）に関する地区説明会の実施</u> ◆実施場所：市内 6 地域 7 会場 ◆参加者：のべ 30 名
H24. 5. 30		<u>第 4 回下松市景観計画庁内検討委員会</u>
H24. 6. 18		<u>第 4 回下松市景観計画策定委員会</u>
H24. 7. 18		<u>下松市景観計画（案）について策定委員会より市長へ報告</u>
H24. 8. 9		<u>第 52 回下松市都市計画審議会への意見聴取</u>

[下松市景観計画策定委員会委員名簿]

○委員長（敬称略；順不同）

区 分	団体名・役職名など	氏 名
学識経験を有する者	徳山工業高等専門学校教授	くまの みのる ○熊野 稔
	山口県景観アドバイザー	むらこし ちさこ 村越 千幸子
関係団体を代表する者	社団法人山口県建築士会下松支部支部長	しもせ まさあき 下瀬 正朗
	下松商工会議所専務理事	あんの まさゆき 安野 政行
	下松市観光協会理事	みいけ こうどう 三池 孝道
市民を代表する者	下松市自治会連合会会長	いまじ まさあき 今治 正明
	下松市自治会連合会副会長	つじ くにあき 辻 國政
その他市長が必要と認める者	山口県都市計画課長	もろい つとむ 師井 努
	周南土木建築事務所長	まつつか えいじ 松塚 栄次

2. 小中学校校歌からの景観要素

[下松地域]

下松小学校	朝の潮風吹きこよまどに <u>みどりかがやく下松の</u> 赤き <u>ゆうやけ見よ切戸川</u>
豊井小学校	<u>みはるかす笠戸の山の深みどり</u> 波静かなり <u>瀬戸の海</u> 朝がすみ <u>豊井ヶ丘</u> にたなびきて
下松中学校	<u>旗岡山の緑は深し</u> <u>笠戸の海の波は静けし</u>

[末武地域]

公集小学校	<u>鷺頭の山の空遠く</u> <u>平田の川の水清く</u> <u>笠戸の海の波越えて</u>
中村小学校	果てしなき <u>末武川</u> の <u>みずほなす末武平野</u> 朝夕の 眺めも飽かぬ <u>城山の</u>
末武中学校	なみよろい <u>高さを競う城山の</u> 緑に映えて 川波の清さに鳴りて <u>平田川</u> さゆらぐ辺り <u>瑞穂なす広野を越えて</u> 工煙の うずまく港

[花岡地域]

花岡小学校	<u>花岡山</u> に春みちて <u>末武川</u> に織るにしき 稔りの広野映ゆる山なみ 遠き文化を誇るかに 緑の喬木窓近く 連なるいらか たらちねの
-------	---

[久保地域]

東陽小学校	<u>蔵掛鳥帽子をあおぎみる</u> <u>いらかも古きみやしろに</u>
久保小学校	<u>切戸の流れ</u> <u>さやかな里で</u>
久保中学校	<u>常盤の松の深みどり</u> 松風青く窓に入る <u>垂穂の稲の黄金波</u> 実り豊かに陽が光る <u>山陽道の旧き道</u> ただ一筋に遠白し

[笠戸島地域]

笠戸小学校	<u>七つの浦の</u> <u>海青く</u> <u>潮なる音を</u> 聞きながら <u>鎌石みさき</u> 松こゆく <u>大華の山の</u> <u>空とおく</u> ま白い雲が 流れとぶ
江の浦小学校	<u>潮のおいもさわやかに</u> 窓はあかるい江の浦の <u>丘のみどりもあざやかに</u> 門はゆるがぬ江の浦の <u>空のおおさもはれやかに</u> 屋根は輝く江の浦の

[米川地域]

米川小学校	見よ空を のぼる朝日を背にうけて 峰に羽ばたく金のたか はげみ いそしめ よく学べ 山の子どもの 学舎よ
-------	---

3. 用語解説

あ

打瀬船

- ・かつて漁業などに用いられた日本古来の帆船のことです。

NPO(エヌ・ピー・オー)

- ・Non Profit Organization の略。「非営利組織」の意味で、利益を目的とせず、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のことです。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しません。

屋外広告物

- ・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法第2条)

屋外広告物条例(山口県屋外広告物条例)

- ・良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めたものです。

か

改築

- ・建物の全部又は一部を新しくつくりなおすことです。

ガイドライン

- ・ある物事に対する政策・施策などの指針や指標を示したもので、決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体

的な方向性を示したものです。

景観ガイドライン(下松市景観ガイドライン)

- ・下松市が策定する景観づくりの方針やルールなどの基本的な考え方を示したものです。

景観協定

- ・景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

景観形成基準

- ・景観計画で、届出を必要とするとした行為に対して、行為の制限の基準を定めたもの。景観法では形態意匠の制限、高さの制限、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などのほか、届出対象行為ごとに良好な景観の形成のための制限を定めるとしています。

景観計画区域

- ・景観計画で定められた届出対象行為、景観形成基準などが適用される区域のことです。都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定が可能です。

景観行政団体

- ・景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、下松市は平成20年に景観行政団体に移行しました。

景観軸

- ・川や山並みなど景観を形成(構成)している軸となるものです。

景観重要建造物

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

景観重要公共施設

- ・道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして管理者の同意を得て定めるものです。景観計画に、管理者の同意を得て景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。

景観重要樹木

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のことです。

景観条例（下松市景観条例）

- ・美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、下松市（景観行政団体）が制定する条例のことです。

景観地区

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、下松市（景観行政団体）が都市計画として定める地区のことです。
- ・景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観農業振興地域整備計画

- ・景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項などについて一体的に定めるものです。

景観法

- ・景観づくりを目的としたわが国初めての総合的な法律として平成16年12月に施行されました。町並みや里山の景観整備により地域ごとの魅力を高め、活性化を図るという理念を持ちます。

景勝地

- ・景色や風景の優れた場所のことです。

形態意匠

- ・建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示します。

建築延べ面積

- ・建築物の各階の床面積の合計です。

建築物

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのことをいいます。（建築基準法第2条第1号）

耕作放棄地

- ・農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園のことです。

五感

- ・外界からの刺激を受け取る五つ（視・聴・嗅・味・触）の感覚のことです。

さ

産業遺産

- ・ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡です。

山稜

- ・山頂から山頂へ続く峰すじのことです。

市街化区域

- ・すでに市街地を形成している区域と、今後おむね 10 年以内に市街化を図るべき区域として都市計画区域内に定めるもので、都市的土地利用は原則として市街化区域内で行います。

市街化調整区域

- ・市街化を抑制する区域であり、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されています。

市街地再開発事業

- ・都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設の整備を行う事業のことです。

指針

- ・物事を進めるうえでたよりとなるものです。参考となる基本的な方針のことです。

修景

- ・建築物、道路、法面など、構造体など以外の部分に手を加えて、景観としての美しさを損なわないように整備することです。

修繕

- ・壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すことです。

樹姿

- ・樹木の幹・枝などがつくりだす外形のことです。

樹勢

- ・樹木の生長する勢いのことです。

樹容

- ・樹木の大きさや枝ぶりを含めた姿のことをいいます。

親水性

- ・水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。

シンボルライン

- ・4つの「都市の活動軸」のうち3つの軸が重なる部分で、道路及び鉄道の交通結節点機能を果たせる可能性の高いJR下松駅周辺と周防花岡駅周辺を結び、商業施設や各種の集客施設、公共施設等が集積する都)中央線、末武大通線等を中心に幅を持ったエリアのことです。

シンボルロード

- ・中央線、末武大通線等シンボルラインを形成するための中心的道路のことです。

総合計画（下松市総合計画）

- ・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。

た

たい色

- ・色があせることです。

多島美景観

- ・静かな海面、点在する多くの島々など自然と人文景観が一体となった景観のことです。

中山間地域

- ・平野の外縁部から山間地の農業地域のことです。

地区計画

- ・地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画です。

眺望景観

- ・眺めのよい場所から、より広い範囲を眺めたときの景観と平野部から山を眺めたときの景観のことで。

鎮守の森

- ・神社を囲むようにして存在する古くからの森のことで。

伝統的建造物群保存地区

- ・文化財保護法第143条第1項または第2項の規定により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）、およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区です。

特別緑地保全地区

- ・都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定されます。

都市計画マスタープラン

（下松市都市計画マスタープラン）

- ・都市計画の目標や長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた方針をとりまとめたものです。

都市計画区域

- ・都市計画法の規定が適用される区域のことで、自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。

都市計画道路

- ・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことで。都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められます。未実施の都市計画道路区域内には事業の円滑な実施のため、都市計画法により建築制限がかけられます。

土地区画整理事業

- ・土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的とし、土地所有者等が土地の一部を提供し（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、換地手法により利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業のことで。

届出対象行為

- ・届出の対象となる建築物の建設や工作物の建設などに必要な届出をすることです。

特定届出対象行為

- ・景観法に基づく届出制度における届出対象行為のうち、形態意匠に関する景観形成基準に適合しない場合に、設計の変更や原状回復等を命令の対象とできる行為です。

土木遺産

- ・過去につくられた土木構造物で、現在残っている部分や、痕跡が確認される全体などのことです。

トタン

- ・薄い鋼板に亜鉛めっきをして耐食性をもたせたもののことで。屋根板などに用います。

な

法面

- ・造成地や道路，山林，ダム，河川の築堤工事などで，切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のことです。山の斜面などを切り取って，その後のできた新たな斜面のことを切土法面，土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面といいます。

は

はく離

- ・はがれることです。

はり札

板などを利用して、電柱や壁等に貼り付けた
広告物のことです。

風土

- ・主にある土地の気候・気象・地形・地質・景観などの総称という概念です。

風致地区

- ・良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。

プラント

- ・生産設備のことです。

文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいいます。(文化財保護法第2条)

ま

模様替え

- ・建物などの外観や内部を変えることです。

や

要衝

- ・軍事・交通・産業のうえで大切な地点のことです。

擁壁

- ・斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のことです。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川や海岸の護岸などに利用されています。

ら

稜線

- ・山の峰と峰を結んで続く線のことです。

緑化協定

- ・「都市緑化保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意志を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものです。

わ

ワークショップ

- ・意見や技術などを交換したり、紹介する会のことです。最近では、まちづくりに関して、関係する様々な人々が参加し、共同作業によって計画を作成したり、実施していくための方法として用いられます。



下松市景観計画

平成24（2012）年10月

発行 下松市
〒744-8585
山口県下松市大手町三丁目3番3号

編集 下松市役所 建設部 都市計画課
TEL : 0833-45-1861（直通）
FAX : 0833-45-1830
<http://www.city.kudamatsu.lg.jp/>